

599-356



1200501529517

9

6

26 25



柳田國男著

日本農民史

刀江書院刊



599-356

11 11

目次

序論	一
一 農村	一五
二 農家	六一
三 農民と其境遇の變化	一五
索引	一八九

序

論

諸君の面前には、大きな實際問題が横はつて居る。この日本を幸福にする爲には、急いで此問題を解決せねばならぬ。さういふ必要を見かけて、研究せられる所の日本農民史である。單純な學問上の興味のみを以て、うか／＼と深入りすべき時代では無いのである。即ち我々の學問は、此方面に於ては殊に實用的なることを要するのである。

然るに我々の手に在る研究資料は既に多い。文獻は豊富以上である。甚だ煩雜に過ぎると謂つてよい。瀧本博士の蒐集せられた日本經濟叢書は、其半分が所謂地方(チカタ)の學問なるもので、即ち郡奉行代官及びその手付き役人の經驗の記録である。少し探せばまた此に何倍する寫本類が地方にあり、今となつてはそれが皆、日本の近代農民史料である。我々はこの過多なる資料を、如何に處理してよろしいか。

實際或時代に於ては、農民史が殆ど社會經濟史の全部であつた。少なくとも大なる唯一つの中心であつた。それが新時代に入つて來て、農と商工等とは對立的になつた。新しい經濟の國際組織の中で、調和融合の最も困難な特殊事情は、主として各國各地方の農村生活から起り、此が爲に中央地方の政治を、甚だしく複雑不可解ならしめた。此理由から基いて、如何に賢明な先生があつても、外國の書物の受賣摸倣は六かしく、又實地の政策を討論せんとする人々にも、達觀的な史的研究が、殊に此方面に於て必要になつて居るのである。

農民史に關する日本の著述も、最近十年間に相應の數に上つて居る。唯残念なことにはその多くには、最初から傾向があり、又は限られたる目的がある。例へば地主と小作人との鬭争の如きは、目下興味ある好題目であり、勿論又有益な智識ではあるが、その數百年間の變化を正當に理解する爲には、尙更もつ

と一般的なる智識の準備を要するわけであるのに、其類の書物の參考として諸君に推薦し得るものゝ無いのは遺憾である。

農商務省の初期には政府に餘力があつて、頻りに大日本農史や農政類典の類を編纂して刊行した。多く集められた古來の記録類の中から、肝要な事項を抽出して年代順に列記したものである。ところが記録は江戸時代を除けば、却つて京都の平和であつた所謂院政時代から前に多く、源平以後殊に足利期に入ると、殆ど書いたものを残して居らぬ。其爲に此類の編纂物は、昔ばかり詳しく、中世の數百年を一跨ぎに飛越して居る。しかも今日の日本の村生活を築き上げた基礎は、西洋も同様に十七世紀から前の、武家移動の時代にあつたので、それを顧みなかつた今迄の書物は、研究と稱する價値が無いのである。

歴史は我邦に於ては、最も人望ある學問の一つであつたが、今迄はこの農民

史の方面などは、材料の多い割に一向整頓せられて居なかつた。此から其全體の資料を消化して、其要領をぬき出し、之を一般公民の持つべき智識とすることは、精力絶倫なる若い學者の、一生涯の努力を費さねばならぬ。しかも我々に與へられた時間は少ない。諸君は一年に五十時間あまりの講義を以て、日本農民の過去に付き、知るべきことのすべてを知り得べしと豫期してはならぬ。又此講師の手料理から、滋養分の全部を攝取し得るものと、思つて居る人があつたら失望するであらう。自分の義務は單に物の見方と考へ方を、諸君に傳授するだけである。問題の大小と種類、之を調査する方法と材料の在り所を話する迄である。つまり引出しの澤山にある筆筒を持つて來たわけである。諸君は是から自分で品物を揃へ、追々に適當な引出しへ分けて入れたまへ。自分は出來ることならば、その引出しのレットル位は貼つてあげたいと思つて居る。

農民史を研究しようとする者の、最初に腹に入れて置くべき要件が二つある。其一つは國柄である。二つには時代の變化である。自分の謂ふ「國がら」は、國民性と云ふやうな空漠なものでは決して無い。將來どのくらゐの村の青年がハイカラに爲つても、到底脱却することの出來ない環境の拘束である。人間の歴史よりも今一段と古い所の天然の偶然である。例へば國の境界や領土の廣さである。それが必ずしも人間の力で決定した所謂政治の結果で無いことは、日本のやうな島國では殊によく解かる。徳川幕府の鎖國政策が假に無くても、國民は中々容易に此大海を越えてどしどし外へ出て行かうとはしない。従つて世の中が太平になれば、どうしても人口が四海の限内に於て充溢し易く、繁榮が續けば又早く其反動がやつて來て、その波瀾の起伏の爲に、内部の競争、詩人的の語を用ゐるなら榮枯盛衰が激烈になる。得た物を守つて失ふまいとする苦勞

が、新たに得んとする骨折よりも大きい場合が多い。さうして此事實は既に最も著しく、國の制度にも、はた慣例習性の上にも顯れて居るのである。まるで事情の違つた國、例へば米國などの經濟史學者の研究の跡を追うて居たゞけでは、永く智識の煩悶を續けなければならぬ。是れ我々が自ら共同生活の特色を意識しなければならぬ理由、又古人が歴史を以て人の鏡と名づけた理由である。即ち之を以て國の姿をうつして見ようとしたのである。

時の力も豫想以上に強く怖ろしいものであつた。自然が我々に與へた「國柄」の如きものでも、いつの間にか少しづつ變つて居る。例へば瑞穂の國の根本と認められた土地の豊沃である。今では早大いに減退して、世間の何れの國よりも多量の肥料を使つて居る。地味の随分悪い所まで田畠に開いてある。單に溫度濕度がほゞ以前のまゝで、土地の力の恢復の速かなるを喜ぶ迄である。是から

考へると、所謂國民性を重する人々の常に説く國民の剛健又は人情の敦厚と云ふことも、昔はさうであつたからを理由として、今も安心だとは推論し難いので、現に反對の證據を見せられたやうな感じのする場合も少なくはなかつた。此の如く我々の最も尊重して居たものでも、やはり時の力を受けて變らぬわけには行かなくなつたのである。

但し斷る迄も無く、變るといふことは墮落とは同じで無い。寧ろ反對に多くの場合には、今後大いに幸福に又高尚に爲るべき見込の有ることを意味して居る。現に今日でも誰が考へても前より善くなつたことが幾つもある。子の愛せられることである。多くの人の樂むことである。美しい物の普及したことである。此等を悪い感じを以て迎へる者は實際少ない。只之に伴ふ害惡が無く、更に今一層世の中の爲に有益ならんことを希ふばかりである。歴史が教へる最も實

實際的な智慧は、民族が進展の可能性を持つて居ることである。六かしくいへば國家の理想は、歴史の實驗から得た確信が無ければ、之を長養して行くことは出来ないのである。

五十年百年の間の、國民の心意も亦變化して來た。我々は眼前に其變化を見て居るのである。その變つた當節の心持に基いて、前代の生活を批判し解説することは、出来る限り避けねばならぬ。頼山陽時代の見識に立脚した外史氏曰くの論、乃至は久米老博士の才智に由つて考へられた神代の外交政策の説明の如きは其例であつて、全然無用でもあるまいけれども、誤つたる主觀的の昔を描いて、他の部面の理解を妨げる危険がある。

歴史派の只の保守派と異なる所は、正しく此の時代の變を解すると否とにある。其世其場合の心持になつて、昔を見ようとする態度に在る。つまりは同情

である。獨り自分の祖先の生活のみで無い。今居る異民族の自分等と全然ちがつた境涯なども、己を空しくして見なければ實は解らぬので、又此練習を積んだ上で無いと、實は自分たちの現在の生活も、精確に意識することは出来ぬので、歴史は全く此の如くにして我々の大なる修養であり、又未來を攻究する者の必要なる準備である。若し夫れ不可能なる復古論を唱ふる如きは、歴史知識の濫用と言ふべきで、保守派としても上乘の部には屬しない。眞の保守主義はやはり亦、歴史の正しい研究から起つて、我々の生活の中で維持しなければならぬ現状は何々であるかを考へ、若くは同じ昔風と言つても、過去に於ける不當不必要な改革に由つて、中頃以來新に設けられたものを、再び排除するものもやはり一つの保守事業である。又我々が自然の變遷と名づけて居るもの、中にも實際はこの同情が足らず注意を怠り忘却をした爲に、無意味に破壊し分散し

たものが無いとは言はれぬ。將來に向つて此様な異動を防ぐことは、必ずしも保守派で無くても、よく知れば之を心掛けずには居られぬであらう。要するに自然に對する人間の力の研究と云ふことが我々の歴史の學問の一番の眼目であらうと思ふ。

此講義に於ては、最も問題を簡明にする必要を感じる。そこで主たる標的を國民生活の未來に置いて此研究を始める。即ち我々日本人の現在の生活の缺點と長所、この二つを誘發した原因は如何。つまりは如何にして日本の農民は、今日のやうな生活をする事になつたのかを、説明し得るやうに力めて見たい。此方法に向つての一つの便宜は、我邦の社會組織が存外に全國一様であることである。殖民地は勿論舊日本でも、端々に行けば少しづつの變化はあり、又同一地方でも海近くと山の入と、同じ生活は出来ぬと云ふ差別もあるが、久しい

間の國內移住と、殊に最近五十餘年の中央集權制の御蔭に、日本人がよく入交つて、一つの日本風といふものがほゞ行渡つて居る。どこでも一つの地方の例をとつて、考察して見たことが、格別の變更なしに他の地方にも適用せられ得ることが多い。或は少しく生活様式の同化が過ぎて居ると言つてもよい位である。米を作る米を食ふと云ふ風は、北海道から樺太、又は滿韓の奥までも及ぼうとして居る。これは近年の現象であつて、或はさうせぬ方が利益であつたかも知れぬが、とにかく此一樣さの爲に、我々の仕事は餘程樂である。村の成立ちでも家の組織でも、或は今少しく四境に適應して、變化があるべきものであつたかもしれぬ。遠からず此事實が注意せられるやうになつたら、同じ農村農家といつても、方面によつて相違があり、従つて歴史の講究には不便になるかも知れぬ。

幸に今日は此有様である故に、我々はこの單簡な現在の生活状態を觀察することから始めて、次々に溯つて斯うなつて來たわけを考へて見ようと思ふ。説明の順序としては、第一に村、それから村を作る家、それから家を構成する人のことを考へ、其次に人と自然との交渉、人と他の人の群との關係を知る爲に、生活技術生活様式の變遷を考へ、さうして最後に我々に與へられて居る機會、將に來らんとする歴史、即ち我々の學問の結論の方へ進んで行つて見たいと思ふ。

一 農 村

農村と云ふ語は古くは用ゐられなかつた。近年農事の改良が一段と根本に及ぶ必要があることを感ずるやうになつて、始めて農村の改良を説くに至つたのである。従つて其語の範圍も、まだ精確にはきまつて居らぬ。此節の政治家などが農村振興策とか農村問題とか謂ふ場合の農村は、單純にキナカを意味するのみである。キナカはもとキ即ち民居の中と云ふことで、田圃又は耕地のことであつたけれども、既に久しい間、都鄙の鄙即ち都に非ざる地方の全部をさしてさう呼んで居た。都は國の中に一つしか無いが、後には追々に城下と云ふものが都會となり、田舎の中には入らなくなつた。城下は固より田舎では無いが、しかも其區域は至つて狭く、其外側に住む者は大か小か必ず農業に携はつて居た。

市町村の制度が始まつてから、廣大なる田舎が市の行政區劃の中に入つて來

た。大東京大大阪の中にも澤山の田畠がある。況や二三流の市の如きは、表通りは軒竝の町屋であつても、裏に出て見れば蛙が鳴き蝻が飛んで居た。以前無理に作つた市の中には、遠い山の裾の在所までも含み、市に市農會があつて活動する有様であつた。町に至つては殊に甚だしく、幾つかの大字の中、役場のある附近だけに若干の町屋が有れば即ち町であつて、構造に於ては村と格別の差は無かつた。

法制の上からも亦町と村とは區別せられて居らぬ。元來マチと謂ふのは區劃のことで、村の一部分の宅地に區劃せられた處を意味して居たのである。つまりは一つの郷の商業交通の中心ではあつたが、郷に著しい大小がある爲に、或比例以上に町の區域の發達した處が出來て、それに町と云ふ名を與へた迄である。而も今以て村は町に爲りたがつて居る。斯んな差別は必要で無いばかりか害もある。郡と云ふものが無くなつてしまふ機會に於て、名稱を改め組織を作り直さうと云ふ説がある。もし町と云ふ部落が全國に程よく分散して居つて、之を中心として周圍の自然村が、適度な大きさの聯合を作ることが出来るならば、結果は面白からうと考へるが、現在では交通や人口分布の關係から、少しく町の場所が數多くなり過ぎて居る。其上に部落の生活力には著しい等差があつて、従つて勝ち負けがある。適度に公共團體の大きさを揃へることは地形上からも六かしい。さうかと謂つて町と村とを對立させることも出來ぬから、結局此二種の部落の結合を期する他は無い。兎に角に現在の所謂農村が、町村の中の村ばかりを意味するもので無いことは明かである。

農村に對して漁村と云ふものを差別することがある。村にして農を主とせざるものには、林業の村も鑛業の村も有得るが、それは僅かな例外であつて、漁

業のみで成り立つ村、海女の部落などのやうに、一家残らずが海で働く村は少しある。併しそんな村にも土地のある限は猶若干の農業があり、一方には市にも町にも廣い農用土地があるとすれば、農村と云ふ語は結局此等の全體を包容すべき、至つて漠然たる語になつてしまふのである。

我々の農民史に於て取扱はんとする「村」は、今少しはつきりした箇體で無ければならぬ。農民の生活に何等かの制限と影響とを、與へ得る力のあるものであらねばならぬ。勿論現在の市町村と云ふ公共團體にも、既に統一せられた意思があり、個々の農人の活動は之を離れて自由に行はれて居るわけで無い。例へば町村農會の指導、補習學校や講習會の教育も、次第々々に生活の様式を改めつつあるが、しかも久しい過去に溯つて考へて見ると、斯んな仕事の全く無かつた時から、もつと纏まつたもつと強い力を持つた在來の「村」が、今も

引續き存在して居るので、我々があの村の人と謂ひ、此村の習はしと謂ふ場合のムラは之を意味して居る。

其の多數は現在町村の區又は大字と爲つて居る。町村は今日一萬二千足らずあり、其うちに十八萬ばかりの大字が元はあつた。其各箇に戸長といふ者を置いたわけであつたが、あまり小さいので聯合して役場を開き、或は早く合併をして、今の新町村が設けられる迄に、大分の準備が出来て居た。新町村はなるべく大きくする方針が採用せられて、二十年來又幾度かの併合があつた。此は共同生活の爲に、多くの場合には必要な處置であつた。しかも町村名鑑を一見すればわかるやうに、今以て大字の數の多少が區々であつた。同じ千戸の一町村でも、甲は一つに固まり、乙は二の部落にも分れて居た。富山縣などの以前の開墾法では、二戸三戸づゝ飛びくの家屋敷を分けて置いた。此等は廣い區

域で一村を爲すか、さうで無ければ至つて小さい區を作らねばならぬ。即ち箇々の大字には、甚だしき大小があり得たのである。

獨り大小があるのみならず、又新舊の差が甚だしかつた。武藏の一國で見ても、正保の郷帳と元祿郷帳との間には、村の數の餘程の増加を認められる。其原因には大きな村の分化、又は領分關係からの分割もあつたが、主なるものは開發であつた。

開發は正保郷帳より更に以前の方が、一層盛んであつた。徳川幕府の初頃には、大規模の關東移民があり、又奥羽への移民があつた。其後の人口増加、殊に都市の發達に伴ふ食料需要の増加は、新たに群を爲して空地に土著する農村を生じた。さういふ新村の最初の名稱は、何々新田何々新村、或は出屋敷今在家、もつと古い所では別所別名別府なども謂つたが、此類の村名は概して住民が之を好まなかつた。従つて名は屢々改められ、起立の歴史を語らぬやうになつたが、尙村の地形、村の經濟組織の現状は、大體に於て村の年齢を示すのである。

例へば東京では隅田川以東の低地、安藝や肥後の海岸部、或は筑後川下流などの、汐除堤を以て取圍まれたる村は、如何なる名を持つて居ようとも新らしい。所謂干拓地の耕地は多くは三百年前の海であつた。其他湖沼の周圍の植出しである。原野や山麓の切添へである。川荒れの跡地を再び畠にした島といふ地名の地である。此等のものが若し舊村に接すれば、單に村の地域の擴張であるが、さう云ふ場合は寧ろ少ないと謂つてもよいので、周圍に餘裕のある村は却つて應揚で、いつ迄も開かずに置く爲に、海濱の干瀉埋立などでは、例へば隅田川から東の部落の如く、一つも二つも奥の方の村から、隣村を通り越して、

出て往つて地先を開く場合が多く、乃ち元村と地續きで無い枝村枝郷が出来る。何々村飛地と稱する新部落の、そちこちに存在する原因である。新町村では斯ういふ飛地は、大抵別の村に屬することとなり、親子の縁が切れてしまつた。

日本の國土の中世以後に廣くなつたことは、恐くは諸君の意外とする所であらう。例へば大大阪を取巻いて居る廣々とした水田地は、つい近い頃に段々と排水をして、此通りの耕地に爲し得たものである。名古屋市以西の海岸にも、やはり潮除堤の大工事を以て、漸く擴張し得た水田面積が中々大きい。備前から備中にかけての海沿ひの低地にも、中世まで確かに筑紫船の航海して居た處がある。海からは砂を吹上げ、川からは泥を流し、次第々々に其土を以て島と岬とを繋ぎ、其線以内を陸地にしてしまつた。佐々木三郎が功名手柄を顯した藤戸の渡なども、其頃は瀬戸であつたが今は田中の森である。安藝にも筑前豊

前にもこんな例はまだ多い。勿論谷の奥に入つて行けば、二千年間休まなかつた田もあるべく、従つて之を耕す人も絶えないわけであるが、それでもやはり住民の家の交替は屢々あつた。戦争が起つて遁げたり殺されたりする。其跡へ新しい百姓が來て住ませてもらふ。大水や其他の天災で荒れてしまふ。それを何十年か隔て、又來て開く。村から野となり野が再び村になるといふ手順は繰返された。こんなもの迄も勘定に入れると、全國十八萬内外の舊村には、足利時代の中頃から此方に始まつたものが、三分の二も四分の三も有るやうに思われる。たゞそれが前後四百年五百年の間に、前と後と著しい土著の遅速がある爲に、古顔の分はどこ迄も古いやうな感じがするばかりである。チエツコ・スロバキヤやバルカンの國々などでは、入つて來るたびに人種が別であつて、スラヴ種農民がばらりと入つて處々に村を建てたあとへ、五十年百年して今度は

西の方から獨逸人が、空隙を見かけて入つて住むといふやうに、異つた社會が市松にまじつて入る爲に、今日も厄介な問題ばかり起すが、幸ひに日本では古顔も新顔も、行く／＼一つになつて交際し得る同胞であつた故に、今見るとこれが一團のやうに見えるといふのみである。

斯くの通り村は元來一粒の種が發芽し成長したものでは無い。樹木で申せば苗木になつてから、移植せられたものである。故に靜かに辿つて行くと元居つた在所が知れて來る。我々が村に入つて見て、いつも奇異に感ずることは、僅か二十戸三十戸の小村でも、同じ一族ばかりで獨占して居るものは甚だ少ない。苗字は大抵の場合に區々に分れて居る。苗字は今から五十何年前に、法令を以て如何なる小さい百姓でも、現在のやうに之を用ゐることを許されたので、其時までは大部分の農民は苗字を持たなかつた。所謂在名の禁制が解除せらるゝ

や、從來特に許され又は潜かに之を用ゐて居た舊家は、勿論欣然として之を名乗つたけれども、他の多數の家では新たに苗字を選定するに困つた。分家筋の系統明白なるものは勿論、旦那を持つた小前の者などが、頼んで主人の苗字を用ゐさせて貰つたもの迄はよいが、其以外の者は何とかしてきめて戸籍に附けねばならぬ。之に伴ふ色々の奇談は、永く地方人の昔話として残るであらう。併し實際は話ほどで無く、何とか理窟をつけ又は工夫をして、大抵は其地方で一番有名な且つ數の多いやうな苗字を採用したのだから、結果に於ては現在の苗字分賦の状態は、大略家筋の分れて行つた系統と割合とを示すと謂つてよい。しかも其の苗字の分布に由つて判斷して見ても、各村々の住民は最初から單一の祖先を持たぬ、方々で成長した家々の合同體であつたのである。しかも此状態は中世以後に始まつたのでは無い。例へば正倉院の文書にある奈良朝以前の

戸籍の紙片などを見ても、一つの里に異なる姓の家が共棲して居る例が少なからず、村落團は決して一族團で無かつたことを示して居る。それにも拘らず昔から、村には經濟の統一があつた。村が一體となつて働くべき場合が多かつた。此事情は考へるほど愈々説明が六かしくなるが、手短かに言ふならば、人は一つ屋では有効な生産が出来なかつたからである。或人數の共同といふことが、殊に村開發の初期には必要であつたからである。

諸君も多分既に政治史の方で學ばれたであらう如く、上代の村開發の法規上の手續としては、太政官符即ち政府の免許狀が必要であつた。既墾の公田以外の土地を、新開の功に由つて世襲の財産とする爲には、一定の條件を履まねばならなかつた。尤も莊園としての特許は後になり、其前に事實もう占有し利用を始めて居る場合もあつたか知らぬが、愈々正式に開發に取掛かるとなると、

大體は今の北海道の未開地處分法などと同じく、成功の期限が指定せられ、その一定の期間に有租地として生産が始められるやうにしてしまはねばならぬ。即ち一時に人の手の入用があつたのである。此目的の爲には大きな莊園ならば、分割受負法が採用せられた。即ち初期の下受人には恩給と名づけて、至つて軽い負擔を以て永世に其地の持主となることを許した。此特典を受ける者は所謂家の子郎黨であつた。斯う云ふ主従の關係は主として異姓の間に結ばれる。家人と謂ひ奴婢と謂つた者の身元は、必ず異なる家筋であつた。斯ういふ風に受人が自分々の持區を開くにも、やはり下人を置いて之を使つた。浪人を招き据えると謂つて、臨時の勞力は外部から之を募つた。或は又それ程の大掛かりでも無く、且つ近郷に十分の人の手が有る時などには、特に多數の農民を團結させて、作業を其協同に委ねた場合もあつた。黨と名づけ一揆と云ふ語の古く

から行はれて居たのは、即ち特に少数の有力者に分割下受をなさしむる必要を見なかつた場合の、經濟上の理由から起つた聯合體であつて、單に戰鬪の爲ばかりに設けられたもので無いと思ふ。

其様に推測する根據の一つとしては、ずつと後世になる迄土地の開發に、此の二通りの經營方法、二通りの勞務組織が、併存して行はれて居たことを指摘し得る。江戸時代の新田事業でも、一つには單一支配式とも名づくべき方法で、有力なる附近の豪農などが、あまたの百姓下人を引連れ來り、雜用を支給すると共に事業の指揮權を握つて、開かれた田畠は皆自分の物にしてしまふものがあると同時に、他の一方には組合式とでも名づくべきか、各自入費と勞力を持ち寄り、出來上つたものを適當に分割するつもりで、共同の開發に従事するものがある。惣繩とか惣受とか云ふ地名となつて残り、或は又惣開きの新田と稱する

るものが是である。之に對して前者の個人名義の開發では、今でも村の名に新太夫新田とか五郎兵衛新田とかいふ類の、人名を冠らしめて居るので、一見して起原が察せられる。越後平野其の他の大地主制の起因はすべて是であつて、既に資本の力を具へた富人が、方々から將來の下作人を募集し來り、之を使役して村を作るのであつて、最初には其家と個々の百姓の約束のみが主として考へられ、百姓互ひの間には別に深い協力關係が無かつた。たゞ開墾は元來危険の多い企業で、家には又變遷が多く、最初の時の開發人の家が、子孫安泰に永續することは往々にして困難であつた。近年の新田村に於ても、僅かな歲月の間に地主が變り、従つて又村民の顔ぶれ、土地の分配の異同差等を生ずる例は多い。そこで今見る如く共同開發の村々は勿論、一手開發を以て始まつた場合すらも、參加者が最初から區々であつて、それが打寄つて村を形づくる故に、

此の如く村内の苗字が分れて居るのである。

現在の村生活を見ると、單に大小區々の農場、貧富色々の階段に立つ労働團即ち家族が、偶然に相隣りして集落を作つて居るかの如き觀があるが、實は其間には隠れた連帶があるので、互に意外の拘束を各住民の經濟的活動の上に加へつゝあると云ふことは、少しく其成立の事情を考へると、之を認むることが困難で無い。即ち(一)村開發者たちの最初の要求、どんな村を作らうかである。(二)勞力結合の様式如何である。それから(三)土地選定の自由不自由である。この三者は共に時代々々の大勢に支配せられる所謂歴史的事情であつて、横井先生などの謂はるゝ「自然村」の思想なども、この三つを併せ考へて見て、始めて諒解し得べきものであり、之を要するに村々の成立の條件は、昔は勿論今日に至る迄も、常に村民の生産事業に、或程度の影響を及ぼしつゝあるのである。

自分は曾て此條件の變化を説明する爲に、村の分類といふことを試みたことがある。其内の最も顯著な二つの例を擧げて、之を比較して見るのが話は早い。足利の末の戦亂時代には、舊家の没落するものは甚だ多かつた。芝居などでして見せるやうに、父は討死をなし母は自害をする。忠義の乳母が一歳の若君を懷に抱へて、系圖を持つて落ちて行くなどと云ふのは、ローマンスに相違ないが、鬪争の結果敗れて本居を逐はれ、山野の奥深く立退いた者の主従が、匿れて穩田(オンデン)を開いて生活して居たといふ例は、關東殊に武相の境にも多かつた。日本には川の流を溯つて小さな盆地が幾らもある。古くは之を入野(イリノ)と名づけ、最も落人の土著するに適して居た。一つの不便は敵を持つて居るから、あまり交通の盛んな道筋の近くを避けねばならぬ點であつたが、是を忍

びさへすれば土地の選定は随分自由であつた。水も日光も申分なき山間の沃地は、まだ望み次第に其頃はあつた。斯ういふ條件の下に興立した山村が、後になつて追々に諸侯の領土に編入せられて居る。あまり外部の人を信ぜず又親しまず、縁故の深い少數の者だけで、平和に住まうといふのがその最初の要求であつた。其註文には合した代りに、人手は初から不足で、大きな計畫は何も出ない。斯んな歴史のある村は、山入り山添ひの大字として澤山ある。大抵は夙に隣部落と合併して居るが、尙一村の片端に、地形から屋敷の所在から、遠くから望んでも大凡それだと知れる。土佐などの高地の村には、城の如き石垣をもつた百姓家があるが、孤立警戒の境遇に在る者でなければ、不必要な設計であつた。

隠田は江戸時代に入つては嚴禁であつたが、たゞ古くからの隠し開きは、自首して出れば宥恕し且つ公認せられた。しかも多くの立退き百姓は、こんな時代よりも尙以前から、進んで繩を受け（測量をしてもらふこと）普通の村になる方が、便利であつた故にさうして居た。従つて自ら歴史を忘れてしまつたものもあるが、注意して見ると今でも元の特徴を残して居る。例へば本家大屋が真中にあつて、其の持ちの田畠が特に都合よき位置にあり、他の家々は大分の讓歩をして居る。日あたり飲水などの他に、災害賊難其他色々の用心に、中々工夫が盡してある。氏神と墓地とは殊に精神的生活の中心として、山中にも似合はず念を入れて設計せられて居るから、誰が見ても村の成立ちが知れる。それよりも更に顯著なのは、山林原野の豊富であつて、其割に田に開くべき餘地の少ないことである。其結果として分家をするのが容易のわざで無く、従つて家數は増加し難い。近年になつては林業の經營の方から、生計を改良して見よ

うとする試みが頻りに行はれる。村で尊敬せられる旦那株の氣質が、外へ出ては政治心理の上に影響し、立派な地方政治家が此中から顯れるが、時々は分以上の働きをする爲に、郷里の方の經濟を傷ける。村全體としては教育が平らに發達せず、小前の者は世間を戀しがつて、出たら還つて來ぬ者が段々多くなるといふ缺點もある。

ところが此と外形の稍似た村で、別に出作百姓又は田屋百姓などと謂ふものがある。出作の必要は元來本村の人口充溢に伴うて起るもので、最初は出て行きたくは無いから、山に往來して焼畑切畠を開いたり、又は炭焼き薪採りなどをして、何とか生計を補うて居るが、山を荒してしまふ割には、収入が充分に得られぬ。獵などの利益も永く續かぬ。そこで思ひ切つて今一つ奥の方の、朝晩もとの宅からは日返りの出來ぬところへ、小屋を掛けて半季の間入り込み、秋

の末に收穫を以て戻つて來る農業が行はれる。之を出作りと謂ひ、田屋はその小屋のことである。越前にも越中にも、又其他の山國にも五箇山といふ所在があるが、共に田屋百姓の行はれる地方である。ゴカは多分は空閑といふ漢字の音で、誰も占有せぬ土地だから開いたことを意味するのであらう。最初は單に日々往返の煩ひを避ける爲に、假に作つた一時性の村であつたが、兄弟分家などの折に手を分つて、山は山で獨立することになり、後々辛苦して畠地の一部分に、水を引いて田を作るやうにもした。世間との交通はすべて親村を經由し、慣習も利害も親村に遵據し、屬國のやうな姿をして居る。永く住まうといふ計畫が十分で無い爲に、家作りもかりそめであり、又隱田百姓の村とは正反對に、中心點といふものを缺いて居る。又立退き百姓の如き強い獨立心も無い。經濟上から謂つても、是も近世の新田村に共通した弱點を具へて居る。即ち所謂新田

場は地租も至つて安く、其他種々なる好條件がある代りには、之を以て誘引せねばならぬ程に、何人かの氣の進まぬやうな不便があつた。我慢をすべき廉が少なくなかつた。第一には交通の悪いことである。地味の劣り氣候のよくないことである。其上に一般に土地が狭く窮窟で、後々擴張し得る餘裕が無く、山林草野は入會の關係が複雑で、地境の争が起り易い。威張る親方も無くて自由な代りには、よい指導者も庇護者も無いから、村の氣風が荒び易いのである。要するに同じやうな静かな山の中に、地圖で見るとよく似た村でも、成立の事情が違ふといつ迄も、是だけ著しい差異があるのである。

しかし右に舉げた二種の山村にも、共通な點も無いでは無い。兎に角に此等は自然に出來た村である。自然といふのは外部の力に由らず、住民の先祖が自身でこしらへた村であつた。之に對して別に尙作られた村が多い。近頃になつ

ても折々見るのは、國道縣道の附け替への爲に、それに引寄せられて其路傍へ、出て集まる農家があることである。舊時代には之を豫期して道路を開通した例が多い。官道には傳馬役の必要があるから、新路の兩側には是非若干の馬持百姓が住んでくれぬと困るのであつた。又一定の地域に新たに住民を招致する必要が屢々あつた。城下の町はもと斯うして作つた。殊に新町新宿といふものを立てるには、屋敷地を無料で給付し、或は地子の免除、軒役の免除を以て移住者を奨励した。後々交換經濟が盛んになつてからは、商人を斯うして喚寄せたが、商人以外の勞働者は更に必要であつた。百姓が城下又は番所の附近に居らぬと、人夫や馬の得られぬは勿論、其馬に飼ふべき糠藁秣類、普請の用に供する繩筵、其他多くの小物成が得られなかつたからである。處が斯うして百姓を集めて置いてから、小さな領主は滅亡し退去し、又は自分も只の百姓になつて

しまひ、村だけ残されることは、各地の舊道路の側に農村が残るのも同じである。此類の村は中々多い。東京の近縣で堀ノ内・根小屋・寄居、又西部日本で土居・構・拵(カコヒ)などと謂ふのはすべて其で、又其様な地名は無くとも、土地の形勢からも歴史が推測せられるものがある。關東や東北で要害又は龍涯(リウガイ)などと謂ふものは、小さな城跡のことである。軍事上の必要から、川や沼や濕地を控へ、丘陵の裾に迫つて人家が群れて居る。館(タテ)と謂ふのは斯ういふ平地に臨んだ岡の端のことで、邸宅といふことでは無い。水の岸に近いのは之をハケとも呼んで居る。ハケは蝦夷語の名残である。斯ういふ人爲の邑は、大抵は面積に比して稍過度の人口を盛らうとした努力があり、従つて今でも土地が窮窟であるが、交通は便利で形勝の地を占めて居り、農業は概して上手な、落付いた百姓が住んで居る。其一部分は長百姓(ヲサビヤクシヤウ)と稱して、家柄も立派で自尊心もあり、團結力もあつて昔からの社會でも輕ぜられぬ地位を持つて居た。

次には新田開發の村も多くは作られた村であつた。新田には鍬下年期などの一般的獎勵の下に、殆ど自然に近く成長したのも無いでは無いが、其よりも普通であつたのは、領主の直營若くは資本家が其の特許を受けて、附近の各方面から烏合の衆を集め、個人の設計に基いた村を作ることである。近地交換交易が次第に起り、市場の組織が充備してからは、愈々以て一定の企畫の下に、昔ならば到底發生しなかつたやうな村が作られた。例へば自給農業の全然不可能なる新田、即ち田地ばかりで野も林も無い海邊の埋立新田の如く、果實蔬菜を始め炭も薪も買はなければならぬ村、牛も馬も飼ふことの出來ぬ村が現れた。自然に任せてあつたら日本人は、とても其様な村を作ることとは望まれなかつた

のである。

之を要するに村と云ふ考が、時代と共に漸次に變つて行つたのである。草山も無く薪山も無い村の如きは、到底中世の農民には想像することも出来なかつたのであるが、今は既に國內に多くなつた。獨り薪炭ばかりでは無く、家用農用の器具なども、もとは農村に之を生産すべきであつた。金屬で製した鋤鍬は、延喜式以前から一般に使用はして居たが、外部から買ふのは金屬の部分のみで、つひ近世になる迄、鍬は何枚と重ねて鍬先ばかりを賣買したのであつたが、今ではもう鋤鍬に柄をつけて市に販賣するのが普通になり、鎌や鉞庖丁の類までも、出来た品を買ふことになつてしまつた。以前は木を材料とする部分は、村の山で伐り家で作つた。そののみか普通の民家では、建築の諸材料も村に産するものを只使用し、番匠大工だけを外から呼んで來た。燃料などは勿論の話で

あつた。然るに村民の自由な採樵が制限せられ、村山垣内山(カイトヤマ)の名目が起つた。即ち公共の山野は次々に開墾を命ぜられて別の村になり、今では巖石の岨々たる險阻のみが少し残つた。悉く開かれてしまつたのでは在來の村が困る故に、少々の運上は收めても、一部分は村有又は地主有の未開地を抱へて置く必要があつたのである。此等の村山垣内山を、更に開拓しようとするれば、勿論色々の苦情故障があつた。しかも人口が増して來ると、何とか妥協方法を立て、此等の一部分も田畠に開かしたのである。

山林原野が村有だといふ證據は、往々にして得にくかつた。九州の霧島の周圍とか、岩手縣の閉伊の山奥などには、あまり區域が廣くして、勝手に無條件に利用して居た爲に、却つて村の物だといふ證據の乏しいものが多く、或は税を拂ふのを厭うて我村の山で無いと、否認をして後悔した村もある。通例は開

墾が段々進んで、もう林野も澤山には無いと云ふ場合に、領主が干渉をして山を仕立てさせる。或は又公けの材木需要の爲に、御立山などと稱して、領主が一定の區域を占有することもあつた。そんな時でも村で入用の雑木を伐るぐらゐは大目に見て居た爲に、運上を取られること少なく、我山と他の山とを差別すべき必要もなかつた。故に從來最も平穩に何の争も無く、村から奥の山の木を自由にして居たものが、却つて其權利を明確にする手段を持たなかつたのである。

野手錢山手錢などといふものは、寧ろ林野の既に乏しい地方に起つた制度で、主として入會關係の面倒なやうな村に、さういふ記録證文が残つて居る。入會には本來一領又は一村であつたものが、後に分れて前後左右から一つの山を利用するものゝ外に、新開の村なる故に最初から村の山を持たず、近郷の一番多

く山を持つ村に頼み遙々と採取に行くことを許される例も多かつた。民法に所謂地役權の性質を有する入會である。こんな場合には大抵之に對して一定の料金を拂つた。入會數箇村の中には最も山に近く、又古くからの關係ある村を山元又は札元と稱し、他の仲間に對して中々威張つた。従つて理屈感情の争が起り易かつた。此關係は至つて複雑で、簡略に説明することは六かしいが、結は大抵土地の完全な利用を妨げ、各村取り勝ちになつて山が大に荒れる。之を防ぐ爲に山入火入れ草苜始め等に付いて、細かな條約を結ばねばならず、それが厄介であるから次第に入會地分割が唱へられ、近世の多くの桑畑などは、其分割の結果として出來たのである。所謂區有財産整理の問題は其の最後の一段落であつた。新町村の町村有地とするには、中々込入つた故障があつた。併し結局は政府までが世話を焼いて、力めて町村民全部の便利に歸するやうに解決

したのであつたが、やはり斯うして併合した林野が三分の一は又開墾せられ、三分の一は杉扁柏の植栽地と爲つて、其殘餘だけが眞の農業附屬地であつた故に、餘程の邊鄙な地方で無いと、百姓の建築器具材は勿論、燃料までも自由自在には得られないことになつたのである。農業經濟の上から見て、是は可なり大きな變革であつた。即ち今までの仕來りを改めて、農家の金錢收入、即ち換價作物の生産量をうんと多くしなければ、薪炭までを外から買入れて生活することは出来ないのである。一言で言へば農業の商業化が、今や大多數の農村の爲に必要になつて來た。而うして政府の近頃の農業政策も、農業倉庫の普及とか、調製荷造法の改良とか、何れも之に對する準備のみを以て忙殺されて居る姿である。

此狀勢に於ては、日本の多くの農村の利害が、次第に共通性を増加して來ることは争はれぬ。而も尙今でも各村の成立と沿革を、無視することを許さぬと言ふことは、單に現状の維持で無く、村の此からの成長力を考へる場合に、最も明白に感ぜられるのである。村々の生存に於て、成長といふのは人口の増加、即ち勞力供給の増加より他に意味は無いが、之を可能ならしむる條件は、前にも説く如く村毎に決して一樣では無かつた。何れの時代に於ても村を興すには天然の制限があつた。即ち一定の範圍内に於て、開き得るだけの土地と人とを限られて居た。故にごく淋しい山奥の隱田百姓の村を除いては、最初から二百年後の繁殖の爲に、素地を用意して置くといふことは先づ六かしかつた。即ち其當時の農法に基き、凡そ一戸分に入用な土地量を算定し、略その一ぱいの點まで百姓を入れやうとしたのである。若し近邊に餘分の地面があつたら、我が村の新宅分家が出て之を拓くより前に、必ず既に第二の村が出来て居る。

即ち將來の成長を見越して、弘い地に少しの家を入れて明けて置くことは殆ど無く、大抵は地割の方法を巧妙にして、成るべく土地をむだにせぬ様に、成るべく澤山の農民を收容した。従つて後々村の成長が或線まで達したとすると、農法は外部と關係無しに、何とか之を變更せねばならぬのみか、時としては農業の範圍を越えて、今一層広く収入の手段を搜索する必要をさへ生ずる。而うして此爲には果して之に適應した經濟状態が存在するか否か、非常に大きな問題と爲るのである。一例を言へば假に海岸に臨んだ村であつても、農民が新たに漁業を始め、又航海業者になるといふことは、色々の理由から望み難い。漁戸の農を兼ねた者は昔からあるが、農戸が漁を兼ねることは殆ど不可能のやうである。之に反して生絲の貿易にまだ發展の餘地があると、四國島の西海岸のやうに、新たに養蠶業を追加するとか、又は奈良縣南部の丘陵地のやうに、

電車の聯絡などを利用して、果樹栽培を始めたり、東京横濱間の田舎のやうに、都市目あての蔬菜を作つたりすることは、興味の多い前途ある變化である、が大體に於て、所謂純農村は最も斯ういふ風な成長には障礙が多い。山少なく田多く、開墾の餘地の甚だ乏しくして、しかも人口の早く増加するのは此種の村である。近世に入つてから、段々斯うした村が多くなる傾きがある。そこで増加人口の處理方法として、土地財産を分割して相續させ、又農場をも極度まで細分してしまつたが、それでも餘剰の勞力の始末が付かず、聳入出家奉公出稼ぎを以て人の數を減さうとする。或は一定の土地に倍增する手數資本をかけて一反を二反にして使はうともして見た。さうすると次第に土地の價が高くなり又小作條件なども不利益になつて、結局は村は村一體として、此の如き變動の影響を受けねばならぬことゝなるが、しかも同時に五里三里内の隣村にも、事

情は全然別な處があつて、存外昔のまゝの農業を續けて居る場合もあるのである。

この成長力の著しい相異は、全く村々の性質と歴史から來て居る。同じ水流の上下に、山方里方などの名を分ち、又は濱方在方(ザイカタ)など、謂つて、寧ろ利害の屢々相反するものが、一つの新町村の中にすら包含せられて居る。畠の多い高地農は、何かといふと雨乞ばかりする。低地の水田専門農は、照込みを願つて居る。作物に大きな差異が無い場合すら、尙此通りである。農具などにも變化があるやうに、仕事の手順や遣り口なども一つで無い。相接した大字同士の間には、却つて成立の年代が前後して居る爲に、農法まで違ふことが多い。嫁聲なども御互ひに働きにくく、寧ろ事情の共通な稍遠方の村と、遣り取りをする方が便利なこともある。

となり村の仲が悪い原因の一つは、右申す如き村の成立条件の差異であつた。併し其ばかりでは無く、害虫が附いても疫病神が流行つても、村では必ず鉦太鼓松明で、之を村の境まで追送つて放した。踊を掛けるなど、稱して、隣村へ踊り込み、又其村から掛け返すなど、いふ話のあつたのは、元來斯うして村の悪氣をよそ村へ追出さうとした痕跡である。よく西の海へさらりなど、謂ふが西海まで行かれぬ村では、先づ自分勝手だが我が村だけの安全の策を講じた。殊に洪水の場合などに、向ふ側の利益を犠牲にしようとした話がある。對岸の火災視ぐらるならまだ宜しいが、時としては對岸の堤が切れたのを見て、手を打つて悦んだなど、後々まで深く怨まれることが稀で無い。又旱の時には、我田に水を引くといふ諺もあり、村内でも喧嘩が起る。況やそれが他村との間であれば、幾らでも争ふのである。入會山の苅りつくらは前にも話したが、一

種遊戯半分の競争から、ひどい悪口を叩き、永く互ひに相憎む例は多い。昔は領分がちがふと、村と村との争ひに地頭が尻押しをしたとさへ謂つた。天領即ち幕府直領の百姓は、御領主を笠に著て横暴だと評せられた。此等の感情が累積して、今でも新町村の和親を妨げる懸念のあることは、人のよく知る所であり、同時に又數箇の舊村を合併した今の大町村制の意義大なる所以である。

舊一村の大字を、或は區と呼ぶ地方もある。區は町村制では財産を有する場合のみ、法人同様の取扱を受けて居るのだが、共有財産の有無とは關係なしに、部落の連帯は單に物質上のみで無く、尙無形の生活にも及んで居た。所謂郷黨のよしみは一つの法則であつたと共に、氣に入らぬ住民に向つては又ハチブの制度が行はれる。ハチブは至つて古い慣習法で、以前は金鍋(カンナベ)かるはせると謂つて、炊器を背負はせて村から追放するところ迄も進んだ制裁法であつた。

後々は多くは漠然たる好意の停止と、冷酷なる批判に止まり、氣の強い者ならば之に反抗して押通すことも出来たが、而も折々は堪へられぬ場合がある。吉凶の交際といふ中でも、嫁どりや誕生ならば誰も來てくれなくても困らぬが一番こまるのは人の死んだ時、東京人などの最も閉口する際である。田舎では葬式には多くの人の手が入用である。穴ほりとか輿になひ等は、以前之を職務とする者の居た村も、今では段々居なくなつた。平生交際して居る近所の人、來て手傳つてくれるの他は無いのである。それ故に今に見ろ、誰か死んだ時は困るだらうなど、謂つて居る。それが實際は大なる威嚇であつた。

村に住む以上は村の多數決に、服従するのが大利益であつた。獨り右の如き非常の場合の困難を避け得るのみならず、從順に一般の意向に附いて居りさへすれば、必要な時に助力後援が得られた。甚だしき悪い事までも隠してくれた。

殊に最も親密にせねばならぬのは坪又は組合五人組など、稱する小さな群である。所謂五保の制度は多分外國の摸倣で、司法行政の目的を主として案出せられた方法らしいが、實際は官府の豫期以上の力を具ふるに至つた。組内の一人に罪があれば、組全體に責任を分たしめ、又平日から保障の義務を負はせるのは苛酷のやうだが、さうして置くことが最も効果あり、又必要であつたのは、つまりは此の如き相互制裁力が、既に至つて強かりし結果である。

舊藩の時代には、領主は最も村の戸數の減少を忌んだ。如何なる場合にも農民に持添といふことを許さなかつた。持添とは戸と田畠の合併である。自然の絶家があつた場合には、あらゆる方法を盡して之を取立てしめた。驅落者の跡、罪あつて沒收せられた所謂闕所跡は、一時の間村中の惣作りに付し、村役として年貢を納めさせた。又未進助合ひといふことがあつた。事實に於て租税の滯

納者があつた場合に、皆之を他の村民に分擔させることは六かしかつたが、一村の年貢高は村が一體として之を受けて居るので、其額を缺くことは村役人の過怠と認められ、従つて僅かの未進の爲に皆濟とならぬ場合などは、庄屋の才覺を以て村雜用として之を補填することもあつた。村によつては地租條例の實施以後まで、割地又は車地など、稱して、村の田地を一團として村民全體が之を持ち、各戸の農家には三年五年を一期として、作り分を割替へて居た處もある。是は恐らくは早く開かれた村の常例の制度で、つまりは村の年貢は本來村の連帶負擔であつたことを推定せしめる。戸數割といふ府縣税は、今でも村單位の課税法を採り、其高下を村限りで割當つべく、自ら等級表を作成せしめて居る。二つ以上の階級に村の利害が分裂するやうになると、此税は大變面倒な問題を引起すべきものである。

村の救済事業に就ても、可なりの確なる不文法が存在して居たものらしい。極貧病苦の者は棄て置くべからず、一人百姓は村内組内世話すべし、女戸主幼少戸主の農家は、どこ迄も助成せよと云ふ類の法令は、決して道德上の訓諭ではなかつた。日露戦役の頃から再現した出征家族援助の風、又は入營兵士の家族の見舞などが、何れも大字を單位として、欲すると欲せざるとを問はず、規則正しく行はれて居たのは、外國には見られぬ慣習であるだけに、其の由つて來る所の久しかるべきを思はしめる。而して此の如き幾多の連帶責任を負ふ村民等が、互ひに平常の行爲に干渉しようとしたのは、必要であり又當然であつたとも謂へる。害蟲雜草の驅除の如き、井戸作道路の改修の如き、たつた一二人の怠慢の爲に、全體の共同が無効になるやうな危険は、豫めの訓練を以て之を避けねばならなかつた。それを多くの法治國の如く、必ず立法を以て爲し遂ぐべしと

する代りに、日本の農村では古風な慣習を以て目的を達したのである。村内の評判が良くないと云ふ言ひ方は、如何にも漠然として居るやうで、實は中々大なる警戒であつたことは、村に久しく住む者だけが、十分に之を實驗して居る。

但し此の如き舊式の制裁に、弊害の多かるべきは想像に餘りがある。多數の意向に合致すると云ふは、即ち平凡に流れるといふことを意味し、問題が起れば今まで通りが無難だと決するから、従つて作物の新種を入れ、又は新しい技術を採用する爲には、随分久しい間の勸説と忍耐を要する。全體に進んだ考の者は押へ付けられる。故に人間の才智の利用が望まれない。さうして屢々愚痴の失敗を全村に被らしめる。之を防ぐ爲には一般の智慮を開發し、判斷力の改良を待つべきだが、現在の傾向は個々の約束の力が、追々に衰へて行くばかりで、代つて新たに現れるものは何も無いやうだ。村の休日の仕來りなどは、今

ではもう其意味が不明になつたが、經濟上の理由以外に、尙何か深い原因があつたやうである。休日は通例大字毎に異同あり、大字内だけは必ず統一して居た。怠慢を防ぐ爲だけなら、休で無い日に遊ぶ者を戒めるのみでよいのだが、古くは尙進んで、休日に働く者をも制裁した。沖繩縣では休の日をウマツイ(御祭)と謂つて居る。ウマツイに働く者は毒蛇に咬まれると謂はれて居る。越後では休の日に働く者があると、夏分夕立が通るとき、其村だけはよけて行くと信ぜられ、働く家を憎むばかりでなく、時には村の者が寄り集まり、其家の屋根を引剥がしたなど、云ふ話もある。即ち休息にも亦是非とも村の一致を必要としたのであつたが、土曜日曜の制度が入つて、もう昔の趣意はわからなくなつた。

休の一致と伴うて、又作業季節の一致があつた。田植でも種播きでも、獨り早く又は遅くすることは、輿論によつて許されなかつた。其結果は自然に品種の統一となり、早稻田など、いふ地名がある如く、早稲の地方、中手の地方といふものが出来た。従來の品種の不利が見出された上でも、之を改良することが以前は容易でなかつた。それが中央政府の方針に由つて、次第に自由になり、家々では勝手の作物を作つてもよいことになつたが、それは必ずしも各人の利益で無い故に、やはり或程度までの統一は行はれて居る。

労働の方法も以前は各戸獨立のもので無かつた。農業の手傳ひには一定の慣行があつた。一二の特權ある家の田植などに、必ず出て手傳はねばならぬ舊例のあつた他に、村民各自の間にも所謂手間替への仕來りがあり、それが單に經濟上の理由ばかりで、中頃から發明せられたものでなかつた。日本全國に亘つて、古くからユヒ(結)と呼ばれて居たのがそれである。又タユヒ(手結)と

も謂つて、一つの作業組織として、タコ（手子）即ち雇傭労働の制と相對立すべきものであつた。漁業の方にも此組織は古く弘く行はれて居たと見えて、浦や濱の名になつて残つて居る。由比又は田結といふ濱は、田子の浦と相鄰して方々にある。屋根葺きのユヒ、普請のユヒは村々に残つて居るが、最も多いのは田植のユヒであつた。田植には普通の經濟作業とちがつて、今尙色々の信仰の痕跡を存し、従つて古い様式を傳へて居るのである。それが最早段々と必要になつて來た。以前の結合の意味までが不明に歸して、村人自らが村を偶然の集合のように考へるやうな傾きを生じたのは、少なくとも歴史の研究の爲には、残念なことである。

二 農 家

農村の話をした次には、之を構成する農家のことを説くのが順序である。最も簡単に農家とは何かといふことゝ、名は同じ農家でも、昔と今と、段々の變遷があつたことを考へ、更に農業勞力の組織に於て、家が將來に向つても重要な單位であるべきことを述べて見ようと思ふ。

今日でも明瞭に認められる都市と農村との差異は、外から新たに入つて來た者の居心地である。我々が突然に始めての村に入つて行くと、口で訊かなければ眼の色を以て、必ず村人から「何しに來た」と問はれる。旅人でも只の見物は殆ど許されないのである。況や縁の無い土地に來て土著することは、假令不可能では無いにしても、今尙決して容易なことでは無い。都市の周圍には所謂別荘地の村があるが、よく見ると村民と別荘人との間には隔意があり、生活は二流れで普通の交際は行はれ難い。しかも其様な村は例外のもので、他の多くの

村々に於ては其以上の警戒と排擠とがあり得る。つまり屋敷は居住權であつて新屋敷は村全體の贊助の下に無いと、法律は幾ら之を認めても、慣習は必ずしも之を認めず、實際に於ては村民になり切ることが難いのである。此事實は何を意味するかと謂ふと、町は單なる群居であり、水と油とを共に盛り得る器であるが、村の集團は織物の如く、しかも目に見えぬ綾があつて、新に來り加はるものも、必ず其アヤに織込まれなければならぬからである。

我々の有する故郷意識は、至つて込入つた心理現象であるが、其中で殊に著しい一點は、通例「社會上の地位」など、いふ語を以て表示せられる昔からの與へられた自分の座席である。家庭の中にも其に似たものがあり、此方は單純だからよく分る。例へば次男坊の地位、出戻り叔母の地位などのやうに、一人一人に他の者が塞ぐことの出來ぬ穴がある。村も一見した所甚だ雜然たる構造

であるが、因習で作つた各戸の地位の如きものがあるので、それが外へ出て振返つて見るとよく分る。外國に行つて生活すると更に適切に感じられる。都市にも昔は之と同じ組織があつた筈である。農村でも次第に都市のやうに、大した意味の無いものになるのかも知れぬが、たゞ小作騒動などの一時的の紛亂が一朝にしてこの久しい故郷感を、無くすることの難からうと思ふのは、村民の生活には土地といふ不動の基礎があり、所有と借用との差別無く、土地が特殊の親しみを耕作者との間に生じて居るからである。

村民各自の村に於ける地位は、必ずしも上下優劣の階級を意味して居らぬ。大體に於ては彼等相互の關係は、古い時代から平等のものであつた。一村を殆ど一農場の如くに總括所有する地主は、概して甚だ新しいもので、永く其状態を保ち得ない。其實例は存外に多くないのである。最初は個人支配式の開發で

あつても、久しい間には追々に枝が分れて、單獨の地位を保持し得ないものが多い。庄屋の職を一定の家に世襲せしめることは、寧ろ行政上の便宜から來て居る。成るべく支配者の利害を下に向つて代表させようとして、特に少數の農民に優れた地位を與へようとしたが、而も彼等も百姓である故に、農業者としての立場は他の村民と一致し、往々にして佐倉宗五郎を出したのである。門閥を自尊する人々は格式を保持する爲に、成るべく庄屋の職務を世襲しようとしたが、若死をしたり又は一向につまらぬ男であつたりして、之を交迭させることが屢々必要であつた。但し領主としては財産の多い者を選定せんと力めた。職務代理者を置くことも出來、又自然に納稅義務を保證することが出來たからである。斯ういふ場合にも別に百姓代・年寄・組頭などいふ者があつた。其以外にも村の口きくと云ふ者があつて、庄屋無能の場合には之を助け、又は其行爲を

牽制して、村民多數の意向に反する行動を不可能ならしめたのは事實であつて、何か事ある際には村の寄合といふものが、眞の執行力であつた。此點は今の町村ともよく似て居るが、現在の町村會より其作用は自然であつた。「をさまり」といふことが常に會議の標準であつたからである。所謂常識の發源地は、多くの場合には此に在つた。村役人といへば其數が既に相應に多く、更に順番に出て之を勤め得る家は尙幾らもあつて、此等多數の意向は實際に村の機能を左右して居た様である。即ち昔とても村は共同の力に由つて、相助けつゝ生活して居たので、必ずしも少數の上流に引率されてのみは居なかつた。

右の如き公共團體の中堅を爲す村民を、通例は本百姓若くは長（ヲサ）百姓など、謂つたのである。村にもし階級を説き得べくんば、彼等是一个の階級とも見られるので、庄屋は單に其中の上席者の一人といふに過ぎなかつた。本百

姓の意味は今謂ふ自作農とも全く同じで無い。先づ直接公費分擔者と謂つてよからうか。地租の外に家の課役、即ち軒役を負擔する公民の全部がそれであつた。軒役は藩によつては之を分割して、二戸又は四戸をして一戸分を負擔せしめた例もある。又全然之を免ぜられた者もあつた。小前の者といふ語は此から出て居る。一軒役の本百姓の格式、即ち階級差別の明かに現形するのは、祭禮などの改まつた古風の儀式の際であつた。七軒衆とか十二軒百姓など、稱して祭の日に拜殿に上つて座し、其間にも互に席順が八釜しかつた。之を羨んで後々新たに加はらんことを欲し、又は強ひて上席に進まんとする者を防ぐ爲に、頭名・頭文など、いふ文書が神聖視せられ、宮座に名を録するほどの家は舊家として、假令今貧乏であつても村内から敬せられ、其意見も尊重せられた。

祭の慣例にも、中古幾度かの改訂が有つたやうである。大體から謂つて、祭禮に参加し得る格式の家が、増加して行く傾向であつた。而うして一年一度の大祭の爲に、順番又は抽籤で頭屋（トウヤ）に指される家が、本百姓と名づくべきものであつた。それが負擔の關係から、次第に權利を分割することになつた。香川縣の直島などの例では、半頭屋といふものがあつた。即ち普通ならば三十年目に一度、頭屋の役が當つて來る處を、其二倍の六十年目で無いと、番が廻つて來ないものであつて、本來一戸の家の權利を、半分づゝに分けた結果である。それでは幅が利かぬ故に、貧乏なる家から他の半分を買取り、完全な一人前になることもあり、又は新たに一戸分の頭屋株を買取る者もあつた。即ち前には小前で祭仲間の外に在つた者でも、富を積んで次第に本百姓の地位を獲得することが出來たのである。但し其中にも、宮座上席など、謂ふ家があつた。今の語で申せば氏子總代であるが、選舉入札などを以て自由に交代せしむべく、

あまりに重大な格式であつた。村で草分けと稱し、若くは切明け百姓など、名づけて、貧乏をすればする程此格式を大切にして容易に手離すことが無かつた。しかも元來門地などと謂ふものは、家の至つて古いことを立證するより外に、多くの意味は無かつたのである。平和なる時代には、古い家は大抵存分の便宜と條件との下に土著した者である故に、富の力も豊かであるが、如何に平穩無事の村にも、やはり零落といふものは來ることがあつた。

此の舊家の零落の原因を考へることは、經濟史の研究者に取つて最も有益にして且つ興味ある課題である。近世の社會に於て、殊に重要な觀察點は商業との關係であつた。農家の商業化の第一段階としては、造り酒屋を算ふべきである。原料が手近である爲に最も早く著目せられた。全體に子が多く人が餘ると、旅行をさせ又都會に遣つて業を習はせる。それが次第に都雅な生活を教へ、

又奢侈の風を持込むのは自然である。新たなる經驗と智慧とは、無理な算段に人を導くことが多かつた。家族の病氣や火事、其他昔からあつた天然の原因によつて、貧乏するといふことは存外少なかつたかと思ふ。即ち舊家零落の原因は、主として近代に入つて増加したものである。併し今一時代前に溯つて見ても、丸々安全であつたといふのでは無い。例へば約三百年以前の武力の喪失の如きは、其の激烈なる一つに算へることが出来る。獨逸などでは十九世紀の中頃まで、まだ残つて居た地方舊家の武力が、日本では江戸幕府の初期に、もう根柢から覆へされて居た。さうして跡に残つたのは、單に昔の記憶又は惰性ばかりであつた。

大家の家庭には保守主義の盛んであつた時代にも、いつも新舊二つの傾向が相争つて居た。即ち家を大切に思ふ思想と、眼前の子や孫に對する愛情との抵

觸である。是は至つて古い社會から、ずつと存續して居た現象であつて、無数の御家騒動の起原であつた。源氏も北條氏も足利氏も其家臣の家々も、徳川氏も各藩侯も、悉く此には惱まされたのである。世に所謂總領の制度、即ち長男を家督として一跡を之に遣る慣行は、中世軍事上の必要が、殊に有力に之を援護した。しかもその場合に於ても、庶長子の問題、例へば結城秀康などの場合の如く、家長が正式の結婚以前に生れた子に、總領職を嗣がせるか否かは難澁な案件であつたが、要するに本家だけを何時迄も太くして置き、其他の兄弟の家を出來るだけ小さく弱いものにして置いて、統御に便にしようといふ考は、百姓が全然武事に絶縁してしまつてから後は、段々に其根據が薄弱になつて來たわけである。従つて農村では舊家でも、次第に分割相續の風が盛んになり、それが近世に入つて一層強く行はれ、終に長百姓の家數の増加を見ることにな

つたのである。幕府と諸侯家の百姓に對する方針も、同じく強力なる少數の門閥家を存するよりも、中位の農家を多くすることを欲して居た。たゞ自尊心の深い地方の舊家が、昔風を守つてこの變遷に反抗して來たのであつたが、それすら久しくは支へることが六かしかつた。

豪農といふ語は、單に大地主といふ語とは又違つた感じがある。恐らくは一種の語音の力で、郷士（ガウシ）と謂つた古い名稱が、無意識に其名を留めて居るであらう。尤も郷士といふ語にも、著しい時代の變化があつた。近頃になると郷士といふ語を聞いても、たゞ古風な家柄といふだけの意味しか傳へないが、尙之に基いて數百年來の沿革を辿ることは出來る。郷士制度は三百年前から、次第々々に地方的の相異を生じて來た。我々に最もよく知られて居るのは、幕府直領の慣行であつた。小藩の多くは略模範を此に採つて、大體一致して居

たかと考へられる。幕府領などは、原則としては郷士といふものを認めない。特に何等かの功勞のあつた農民に、郷士格なるものを付與するだけであつた。農民の表彰法としては苗字帯刀、日傘とか杖とか、破風造り長屋門を許すとか、御目見え式禮其他色々の段階を分つたものが、通例郷士と謂へば下士即ち士分下級の取扱ひで、至つて稀にのみ昇進した。家柄によつては別に新たなる勳勞を必要とせず、最初から士分同格の待遇をした例もあるが、要するに何れも准武士といふ迄で、武士の役があるわけで無く、當の本人の氣持も亦農民であつて、自身武士と同等とは考へて居なかつた。只下に向いて威を張る位が、主たる有難味であつたのである。

ところが遠國の大きな藩に於ては、之に反して純然たる武士として取扱はれる郷士があつた。例へば土佐などでは、郷士に取立てられたらすぐに所謂一匹一筋、即ち馬と鍵との用意をする義務があつた。田舎の武士は城下の武士よりも餘裕があつた。參勤交代と稱して江戸に往來し、文化生活の爲に貧乏する義務などは無かつたから、家業と武事との他に、尙學問を勵むことが出來た。従つて維新の際よく働いた志士は、阪本でも武市でも、多くは此中から出たのである。但しこの郷士は、必ずしも従前の地侍（ヂザムラヒ）のみを其儘に認めただけでは無かつた。長曾我部氏の統一と山内氏の就封と、二度の變動の結果、昔の名族は少なくとも本家は皆亡びた。其流れを汲む分家筋が取立てられる外に只の小百姓でも勤勉に富を積み、相當の作り高を持ち又一定の條件に合した者は、之を取立て、次々に郷士にしたのである。又株の讓渡もあり、賣爵のやうな例もあつたといふことで、兎に角農家は身代がよくなると、豫め道路へ向けて長屋門を立て、其入口のところを壁にして置いて、いつでも壁を除けば門

になるやうにした。之を見て遠くからでも、はゝああの家も郷士の運動をして居るなといふことが、すぐに分つたものださうである。

紀州藩では紀伊續風土記などを見ると、郷士と地侍と二通りに分れて居た。前者は藩からの派遣員であり、後者は前々からの舊家であつたらしい。熊野の山村などには双方が屢々一處に住んで居る。二者の関係上下はまだ調べて居ないが、事實地侍は決して有力なものでは無かつた。紀州ではまだ淺野氏の領分であつた大阪陣の終頃に、北山騒動と稱して、舊家の百姓たちが叛亂を起し征服せられたことがある。其時分に硬骨なる地侍は澤山に亡び、其後は十分に用心をして居たやうであるから、ひどく根を張つては居なかつたものと思はれる。長州の毛利藩はまた別様の制度であつた。長防風土記を見るとよく分るが、郷毎に必ず若干の地士が住んで居たけれども、是は屯田兵の類であつて、土地とは

古くからの縁故は無かつたやうである。尤も其中には昔からの小領主が、單なる農民となり切るに忍びず、出て奉公をした者もあつたかと思はれる。毛利家は關ヶ原の敗衄以後、領分が小さくなり、成るべく少ない経費で多くの士を支へて置く必要があつた爲に、斯うして村に置いて自身農作に従事せしめたのであつたが、やはり追々には新たに百姓から取立て、地士を命じたものと見える。之に反して鹿兒島の島津藩は久しい領主であつて、郷士の中には昔のまゝの家人が多く、紀州のやうに二通りに分ける必要は無かつたのである。只注意すべきは近世に入つてから、盛んに各郷の郷士を入れ替へた形跡がある。自分の知る限に於ては、薩藩の田舎武士には苗字の地に住む者は最近殆ど無かつた。鹿兒島縣の士族の苗字は、ほんの二三の例外を除けば、何れも領内の郷又は村の名を附いて居るが、それが一人として在名の地には住んで居なかつた。

土地とあまりに深い因縁を持たぬやうに、斯うしてわざと他の土地に居住せしめたのは、幕府が大名を轉封して、生國以外の地方へ遣つたのと同じ筆法であらう。鹿兒島藩でも土佐と同様に、郷村の居住者から澤山の志士名士を出して居るが、彼等の心持は他の國々の郷士と違つて、純然たる武士であつた。従つて假に村に家があつて、下男を使つて手作農業を營んで居ても、普通の百姓即ち農民とは、隔絶した別階級を爲して居た。此點が又土佐とは違つて居るのである。土族の部落は多く別大字を爲し、通例之を麓(フモト)と呼んで居る。麓は即ち城山の根元を意味し、最近まで岡の上には御假屋即ち郷の行政廳が置かれてあつた。現在は御假屋の地は學校や役場となり、其周圍は町場であつた。郷が新町村に變形しても、舊土族は吏員教員、甚しきは議員までも獨占して、只の農民に對して威張つて居たのである。

右の如く、等しく郷士郷侍と謂ふ中にも、地方によつて色々其種類があつたのである。併し概括的に言ふならば、郷士は決してその居住する村の領主では無かつたことだけは確かである。之に反して今一つ前の時代に於ては、彼等は悉く其土地の領主であつた。領主とは謂つても至つて小さい領地を持つただけで上には三階四階の主君を戴くものが多かつたが、兎に角に權利としては其土地を支配し、領内に住む平民は名實ともに彼等が家來であつて、之を使つて平時には農を營み、戰陣の事が起れば亦之を引率して出て往つた。所謂兵農不可分の時代とは此事で、サムラヒと謂ふのは本來此の如き境遇に在る大地主のことであつた。日向の山村椎葉村などでは、今でも長百姓の家々をサムラヒと稱へ、其以外の小百姓をカマサシと呼んで居た。カマサシは鎌指しで、刀を指す資格の無い農民を意味したものである。戰國時代に入つて戦争が忙しく、サムラヒ

は傍ら農業を營む餘裕が無く、又分捕高名の方が樂で面白くて利益が多かつたので、耕作は老幼婦女と下人の最も貧弱なる者に一任し、自分等は武器を執つて、常に近傍の攻取つても差支無い者の領分を侵略することばかり心掛けた。彼等の上に戴く總領主の實力が、一々彼等を統制することが出来なくなると、此種無名の小さい戰鬪が愈々多くなつた。今日傳はつて居る多くの合戰記、關東地方で言へば關東古戰錄の類、又は近頃活版になつた續群書類從の合戰部にあるやうな地方史に、野武士といふ無茶者の出て來るのは、即ち農を怠り武道に専らになつた地士のことで、彼等は概して名分に疎く、通例は大戦の後などに、負けて落ち行く者を苦しめて、首を取つたりした。言はゞ追剝を兼業したやうなものであつた。只の小農民の子弟で糞力のある者なども之に加はり、幸運にしてよき主人に仕へると、一代に立派な知行取りにもなり、稀には秀吉の

如き出世をした者さへあつたが、一方には又一旦没落した舊家の遺族が、斯んな機會に功名を顯して、以前の地位を恢復し、若くは一部分だけ恢復した者もあつたのである。此の如き連中までも勘定に入れると、足利時代の末頃には、實は非常なる武士の數であつた。それが何れも居村に還ればトノサマと呼ばれ、それ程では無くとも一領の主であつた。但し彼等の生活は至つて質素なものであつた。單に困らぬといふのみで、食ふ者も著る者も部下の小農と大した差は無かつた。肥後國志に引用した舊記などにも、肥後と筑後の國境山地には、二段三段の山畠を知行する武士の多かつたことを記して居る。其の主君と仰ぐ殿様の領地が、五町とか七町とかであつた。即ち手作をしなければ何うしても足りないサムラヒで、是が軍記などに謂ふ所の小名なるものであつた。大名小名綺羅星の如く居竝びなど、謂つたのは、少しも誇張した語で無かつた。

大名小名の名といふ語は、前にも申した如く本來は莊園の一區劃のことであつた。通例莊園の開發には、之を幾つかに區劃して部下をして作業を受負はしめ、其者を最初の耕作者とした。従つて各區の地名には關係者の名を冠し、國弘名とか友吉名とか、太郎丸名などと呼ばしめた。名を領するが故に其權利を名主職と謂ふのである。後世には庄屋邑長といふのと同じ意味に轉じたが、もとは英國土地法の *Fee simple* と同じく、殆ど完全なる處分權を認められ、自由に相續し得たる土地財産であつた。即ち名主と稱するサムラヒは、最も安全なる條件の下に最も輕微なる負擔を以て土地を保有して居る自作農の階級であつたのである。

所謂本領又は一所懸命の地と謂ふのは、主としてはこの名主職のことであつた。或は之を名字の地とも謂つて居る。名字は後に苗字とも書くやうになつて、我々の氏と混同するに至つたが、最初の意味はさうで無かつた。名字は即ち名と字とで、字とは川越に住む故に川越太郎、相模の股野に居た故に股野五郎、伊豆の川津を領して川津三郎殿など、人の呼んだのがそれであつた。古くは日本靈異記にも、字を上田三郎と曰ふなどがある。名は名乗で川津三郎祐泰、曾我太郎祐信などの、祐泰又は祐信がそれであるが、後には單に家の號、即ち川津とか梶原とかを、名字と謂ふやうになつたのである。一地方には氏姓を同じくする家が甚だ多く、太郎二郎では差別することが六かしく、而も下人から主に對して名乗を呼ぶことは忌であつた爲に、現在の居處を太郎次郎の上に冠らせて、他と辨別することにしたものである。吉岡信之の姓氏考などには、此事情を詳しく述べてある。源次の次男で源氏と呼び、平氏の三男で平三と字すべき者も、そこいらに幾人もあるので、箕田に居るのを箕田源次、梶

原に住む者を梶原平三と謂つた。與一はたゞ十一番目の息子といふことであつた。故に那須與一も眞田與一も出來たので、次第に共通の部分を除いて、那須とか眞田とかを名字だと思ふ者があつた。つまりは其の名字に呼ぶ土地は、居住地のことであつたのである。従つて新田を開いて居住地を移すたび名字が變更した。武藏の七黨系圖などを見ると、親と子とが多くは名字を異にして居る。之を今日の地圖に就いて見ると、兒玉家でも横山家でも、次々に新たな村を開いて、擴張して往つた状況がよくわかる。阪東の八平氏などいふ大きな一族が、澤山の苗字に分れた事情は皆同じである。ところが一つの苗字が非常に有名になると、之を改めることが惜しくなる。殊に遠方の國へ移住した場合などには、在來の聲望を利用した方が便利であつた。そこで次第に苗字が家々に固定し、九州の領地に移つても尙宇都宮とか伊東とかを稱へ、奥州に入部して後

も、千葉佐々木南部波木井などを、唱へて居た武士があつたので、多分は新たな領地を貰ひ又は開墾をする者が、甚だ遠方へ行くやうになつてから、即ち源平時代以後殊に、承久亂の頃などから、追々に斯うなつたものかとも思はれる。

功勞ある武士は本領以外に、屢々離れた國にも領地を與へられた。それが所謂新恩である。又他姓の家からの相續もあり、或は代價を拂つた買得相傳もあつて、其權原は段々區々になり、名主職ばかりでは無くなつた。同じくサムラヒの所領の中にも、作人職などいふのがあつた。名主職に比べると一段と不完全な權利で、年貢なども遙かに重かつた。田地と最初からの關係は無くて、開墾後の新たな約束で宛行はれたものである。しかし地頭の制度が全國に普及してしまつてからは、此差別もさして重要で無く、單に貢納の多寡を異にするばかりとなり、末には地頭職と混同して權利の根原が不明に歸したのである。

地頭といふ語はもと地頭錢といふ支那の税制から出たといふ説がある。即ち一反歩に付き何程といふ錢なり米なりを、賦課する事務を管掌した故に、此名が起つたと謂ふのである。それは確かでも無くとも日本に於ても、地頭職は本來租税管理権のことであつた。土地が何人の所領なるに論無く、それから或種の税を徴収する事務だけは、必ず鎌倉幕府の任命した地頭に取扱はしめることになつて、京都に住む領家たちは、自然に全體の年貢の計算を、地頭の手になねなればならぬことになり、しかも地頭の任免権は將軍家の方に在つた故に、地頭は領家の威力を恐れず、勝手な振舞が多くて争論が起り易く、結局は下地即ち所領の土地を中分して一方を地頭に遣り、縁を切らねばならぬ場合が多かつた。地方では名主職を持つ程の武士なら、大抵は何れかの莊園の地頭であつた。功勞を以て地頭になつたのである故に、將來の奉公勤務を條件として、土地か

ら上がるものは自分の収入にすることを許された。之を地頭得分と稱して、後には年貢と違はぬものになつてしまつた。下地が中分せられてからは、地頭職も領家職も異なる所が無くなつた。地頭自身はもう年貢を納める必要が無く、残るは只名譽ある軍役と、毎年の式日と代換りの繼目毎に、御禮と稱して主君に若干の物を献上し、其宗主權を承認して居ればよいのであつた。さうして其領地は又之を分割して、一門や郎等に給與して多くの部下を養つた。封建制度と謂ふのはつまり此の給與と軍役御禮との關係を以て、幾つかの段階の主従を繋いだ社會組織のことである。

軍役は必ずしも戦争の時だけで無かつた。不時に在つては番と稱して、一定の人員が順番に出仕して主家の事務に服して居た。番役の起原は大寶令の庸であつた。地方の公民は以前は幾日かの間、公務に服して働かねばならなかつた

が、その中で京都の朝廷に出仕するのは、往復の費がかゝる爲に、成るべく一度に纏めて一人が長勤めをした。之を大番役と名づけて、後には主として兵士だけを出して居た。地方の武人の通稱に何々左衛門尉、又は何の右兵衛尉、平樂平右馬尉など、謂つたのは、元は皆京に出て禁衛の兵士になつた者のしるしで、今ならば下士官相當の役に過ぎぬのだが、田舎に還ると社會上の地位であつた。頼朝はこの個々獨立の大番制度を罷めて、配下を指揮して一手にこの職務を總括しようとした。吾妻鏡などに見える侍と謂ふのは、つまり鎌倉殿の配下に立つて、地頭に補せられ且つ公役に服した國々の名主であつた。將軍家に直屬する者を御家人と稱することは、徳川時代も同じであつたが、違ふ所は彼等も亦平生は在所に還つて居り、且つその殆ど全部が大名なることであつた。多數の小名は有力なる附近の御家人に主取りするか、然らざれば靜かに農村の生活を

送つて居た。守護と謂ふのは國々に一人づつ、彼等を統御するの職權を付與せられた者で、通例は地頭の中の最も雄大なるもの且つ御家人であつたらしい。だから後世まで國持大名のことを守護とも謂つたのである。併し最初の守護の職は、先づ戰陣の時で無ければ必要が無かつたのであるが、足利時代などは戰爭を以て終始して居た故に、次第に國中の武士即ち地頭等を、臣下の如く遇するやうになつたのである。

さういふ中にもやはり徳川時代にも認められて居たやうな、譜代と外様（トザマ）との差別はあつた。即ち譜代とは古い先祖以來、仕へて居た家來であり外様の者とは文字の如く新たに從屬するに至つた武士である。守護に任ずる程の大名の家へは、全國の武士が順番に出て來て、警固の爲に詰めて居た。その詰所を侍所（サムラヒドコロ）と謂ひ、家の中を近侍（チカザムラヒ）と稱し

て譜代の如き信任のあるものを置き、門内の番所を遠侍と名づけて、主として外様の者が之に詰めた。其他に尙斯うして番に上る役は免され、單に年頭式日ばかりに、御禮に出るだけでよい者が幾らもあつた。軍陣の事ある際だけに、守護の催促に應じて出て來ればよかつたのである。田舎に住む地侍の多くは是であつた。彼等は常は最も平和なる農業者であり地主であつた。邊卑の地に行くに随つて、其數が殊に多く、例へば維新の際に全部が士族と爲つた大和十津川郷の住民の如く、畦畔に鎧を立て、耕作をして居たとか、夏の日禪一つに刀をさしてあるいたなど、いふ話のあるのが、實は中世期の農民の普通の状態であつた。

將軍家守護家の威令が稍衰へると、此等の郷士の間には弱肉強食の戦が多かつた。最初は普通の喧嘩が、後次第に侵略を目的とする陰謀を交へるやうにな

つた。記録に残らぬ小戦争が澤山にあつたらしい。復讐は單に武士の名譽律に於て是認せられたのみならず、亦經濟上の立場からも必要であつた。さうして到底對抗と恢復との見込の無い者のみが、領地を棄て、没落し、難を避けて隠田百姓の元祖に爲つたのである。諸國には此の如くにして滅亡した舊家は非常に多かつたが、しかも其残つた者だけでも土地に比べては尙餘分で、利害の衝突する場合が段々に生じ、江戸幕府の始頃には、此が統制に難儀をした例が多かつた。徳川氏から新たに封ぜられた大名が入部し、舊領主と交迭する際などは、殊に悲劇が発生し易かつた。新領主の方針は面倒を避けて、領内に小給人、即ち直接に武士として土地を持つ者を、立てまいとするのが常であつた。地侍を只の老百姓と差別して待遇することを欲しなかつた。しかも地侍に取つては百姓同様に年貢を拂はせられることは、經濟上の損失ばかりか、更に名譽上の

屈辱であつた。反抗せずして新しい變更に服することは言ふべからざる苦痛であつた。此間に一方には兵制の大變革があつた。銃砲が用ゐられて隊の編成が變り、城が大きくなり從臣の城下に住する必要が起ると、扶持米即ち俸給の抱へ侍が多く爲り、上士は知行を取ると稱しつゝ、其實やはり年貢に相當するだけの米を、藩主の倉廩から渡されるやうになつた。昔の如く自身で知行の領地を支配すると、小さい程行政費が多くかゝり、又新知行主は土地との親しみが無く、自分は常に城下に住む爲に、寧ろ藩の役人に代つて年貢を取立て、貰ふことを便としたからで、その結果は村に住んで農を營み得る機會のある武士の數が忽ちにして減少し、兵農は茲に全く二つに分れたのである。

そこで諸國在來の小名、即ち武士農業者の始末であるが、新しい領主が入つて來ると、彼等の有力な者は多くは召出しと謂つて、正式の藩士になつて城下

に移住した。交通不便な村々に、氣心の知れぬサムラヒが居るのは危険だから、在所に小給人を立てなかつたのである。村に住み先祖の記憶を保存し、氏神と墓と古來の産業を守らんとする者は、刀を棄て武士の地位を見限り、普通の作人の雄なる者と爲つてしまふ他は無かつた。兵器殊に銃砲の村に在る者は取上げられ、刀狩と稱して刀劍類までも持去られた地方もある。家の名を大切にする人々には、堪へ難いことであつた。そこで多くの舊家は父子兄弟が二組に分れ、一方は武士の誇りを保つて出て仕へ、他の一方は刀を斷念して家の存續に力めた。主取りをした武士は主君に附いて、次から次へ轉住したが、それでも何代と無く本家たる農業者の家と、交通を續けて居た例は幾らもある。しかも其の何れか一方が衰微すれば絶縁するので、今日の思想では士と農と、もう全然二元のものゝ如くなつてしまつたのである。

けだし百姓といふ語には、永い年代の間に著しい意味の變遷があつた。最初は百姓は良民又は公民の總稱で、武士も亦悉く其中から出たものであるが、兵と農と相兼ねることを得なくなつた結果、百姓は武士よりも低い身分と爲つた。數百年の由緒を有する農家に取つては、刀を取られることは忍び難い零落であつた。故に近世各藩の幾通りかの郷士格制度は、つまり此不平不満を慰撫して、勞少なくして彼等を統御する一手段でもあつた。同時に他の一面に於て、明治維新の際に士族の歸農といふことが勧誘せられたのは、右に述べたやうな歴史を根據として、言はゞ先祖の業に歸るといふ趣旨であつたのだが、如何せん僅か三百年足らずの間にも、武士の生活はよく／＼變化してしまつて、最早鋤鋤に親しむことを許さず、又多くの武家には還るといつても、往くべき先が無かつた。家の盛衰は極めて烈しく、只苗字のみが昔を語るだけで、その苗字の地

にも疾くに住民が充滿して居り、古い領主の子孫などを迎へ容れる餘地が無かつたから、歸農とは謂つても新たなる開業に他ならず、辛勞の多い樂しみの乏しい生活であつた。

一方祖先以來の村に踏留まり、武を棄て農に専らになつた郷士の家は、各藩士族の末の如き大激變は受けず、寧ろ革新時代の好影響を蒙り、再び平等の社會に浮び出た様であるが、しかも絶え無かつたのは傳統と血筋だけで、村には亦村でやはり別な形式の大變化があつた。今其荒増をこゝに述べるならば、最初に考へさせられるは前にも一寸觸れて置いた分家法の新舊二種である。江戸時代の初頃までは、家督以外の子供たちは成長すると、僧侶術藝に入る少數を除き、他は概ね奉公の口を求め、或は町場城下に出て身を立つる計を爲し、本家は能ふ限り古い誇りを守らんとする努力から、暫くの間は中世風に總領の實

力を維持し、村内では分家をする者は少なかつたやうに思はれる。従つて如何なる舊家にも、さほど古い分家といふ者が無く、村一の分限者長者の地位は、斯うして或期間は保たれたのであつた。飛驒の白川郷などで今日も見ると、家族の人数も常に多く、それに澤山の下女下男が加はつて、家長の指揮の下に働いて居た。その時代の大農的經營は、今も若干の痕跡を農村慣行の上に遺して居る。而も若い父と大きな子との協力は、統一を破られる場合が多く、親が少子の未來を氣遣つて、此が爲に計を立てるのは自然であつたから、農具の改良作物種子の變化等の原因から、農場の作業の分割が、單に可能となつたのみならず、又有利であると認めらるゝと共に、追々に所有地を兄弟の間に分けて、村内で分家をする風が流行し始めたやうに思はれる。前に言ふ飛驒の白川、又は伊豆初島の如く、最近まで輿論が分家を是認しなかつた地方は他にも有るが、

それは多分前代一般的の思想が、何かの事情で稍久しく残つて居た迄で、彼等の稱する所の理由は、分家を無制限に許すと、末には土地が足りなくなると言ふに在るが、分家は禁止しても婚姻の行はるゝ以上、人の増加は略同じことで、それよりも本家の分限を尊重し、古い作業組織を毀すまいとする念慮が、より強い動機になつて居たらしい。此變化に對する行政者の態度も、保守から次第に讓歩に向つて居る。土地兼併の傾向とは反對に、田畠には頗る細分の懸念があつたのを、舊法令は終始抑制しようとして試みた。元は二十石又は二町歩以内の作り高は、分けてはならぬと定めて居たのが、後には十石一町歩の限度に改まつた。それより小さい農家は開墾切添の際で無いと、次三男に家を立てさせることが出来なかつたのだが、此制限は大地主に向つては役に立たず、世を経て次第に本百姓の数は増し、粒が小さくなつて來て、しかも一方には「たわけ」

といふ語は、田を分けるの愚を戒めた語だなどといふ説が、いつ迄も残つて居たのである。

農民戸數の増加は、一方に亦小百姓の上にも現れた。小百姓も獨立して居れば永い間には、幸運又は精勵に由つて仕出すことが出來た。舊家が潰れると必ず其跡に成上りの物持が現れる。而うしてその小百姓の起原も略分家流行と同じ頃に、主として譜第奉公人の取立から始まつた。下人と小百姓との分界はもと必ずしも明瞭で無い。親代々奉公して居た労働者でも、決して全家族を擧げて主人の家に起臥したのでは無い。別棟に住んで同じ竈で食ふ者もあれば、邸内又は附近の地に、竈まで分けて住んで居ても譜第であつたことは、武家の主従關係に於てよく窺はれる。肝要なる差別は寧ろ農法の變遷に従つて現れる。つまりは近世の農事改良が分家を促したと同じ事情が、次第に門男庭子を門百

姓にしたのである。戰國の亂が治まつて後に、一時盛んなる勞力の需要が現れた。大きな農家では在來の譜代の外に、尙新たな下人を抱へようとした。その關係は所謂身賣であつて、最も貧窮なる家長の喜ぶ方法であつた故に、幕府などでは其弊害を懸念して、身賣奉公には是非とも年季を定めしめた。即ち十年を限りとし、又二十五歳より後は、必ず取立て、一戸を構へしめることにしたのである。しかも此規定が、當時普通の農業に不便であつたなら、何等かの名義を設けて之を潛ることも出來なかつたので無い。會津の只見川流域で見られる如き養子と名づくる方法も有り得たが、實際は寧ろ獨立した小農家を多く作るのを利としたので、至つて容易に此制令が行はれたのである。年季奉公は全く新しい慣習であつた。其思想は多分土地賣買の年季から學んだのだらうが、恰も江戸期初頭の農業の實情が、一般に之を歓迎した結果である。現在では僅かに古

風な商店などに残つて居るのみで、農家に在つては却つて既に絶えて居るが、曾て是が唯一の小農養成機關であつたことは事實である。年季の明けた作男は通例同一境遇の女性を媒介せられ、小規模の家屋敷を給與せられ、最少限度の生活を保障せられた。斯うして大抵は所謂抱へ百姓の境遇には入つて來たのである。彼等に對する土地給付の方法は先づ二様あつた。下作或は請作と稱するのは、地主の總地積を區劃して、其一區の作業を分擔したもので、柚や山子の持場といふものに似て居た。請負式で殘額を支拂として受けた故に、頗る現代の賃貸借と似て居るが、地主の眼からは本來は一箇の經營の片端であつて、之を總括監視するの權能は保留して居たのみならず、預けて置くといふ思想は、此小作騒動の間際まで尙傳はつて居た。第二の給付方法は之よりも稍自由であつた代りに、地積は更に一段と小さかつた。即ち日雇勞力の供給者として、附

近に小農を住ましめて置く爲に、一種收入の補充手段として、其利用を許したものである。年季奉公人は家に還り、又は他家に聳入する者の外は、概ね年長じた後に斯ういふ境遇に轉じて行つたので、右二種類の土地給付方法は最近に至るまで、併行し又は交錯して、兎に角に彼等の生活の基礎を爲して居た。

士族が歸農し難かつた事情は多々あるが、假に在所が明白に分つて連絡が完全であつたにしても、尙本家の村に引込むことの出来なかつた理由は、全くこの二百數十年の間に、農村の組織が一變して居た點に在る。日本の現在の實狀から推測して、古來久しく小農の國であつたかの如く、説かんとする者は失敗する。地方に由つて若干の例外はあるが、家長が家族と澤山の下人を指圖して、大きな手作をしたのも古いことで無い。其次には植付蒔入の季節ばかりに、田人（タウド）即ち日雇勞働者を集めて、大規模の經營を試みて居た間も永かつ

た。田人耕作は勿論近世に始まつたもので無い。武家が農家であつた時代には、此労働は即ち賦役であつたらうが、しかも何等かの形式で反對給付が行れたのだから、經濟上の見方からは、近世の日雇も下人の耕作法も略同じことで、要するに經營者の計算に於て、比較的利益の多いものが、追々採用せられて來たのである。武力と絶縁した大農の家には、さう澤山の下男下女は要らなくなつた。季節的需要ある労働の爲に、平素多くの人を置くことは不經濟だから、都合のよい時だけ來て手傳ふ農民が、成るだけ多く近くに住んで居ることが、實は一番に有利な状態であつた。下人耕作の夙に衰へた所以である。しかうして日雇労働の供給を確保することは、農業に於ては殊に容易で無い。故に何れの國でもこれが爲には苦心して居る。日本では現在養蠶業などに於て、其困難に逢著して居るが、都會と違つて單に賃銀の高で人を引付けやうとしても、之を

周知せしめる方法が無い。便宜を與へて兼て附近に住ませて置くにも、餘り澤山の仕事を授けると、此方の爲に働かなくなる。乃ち久しい經驗の後に、一分は給料一分は酒や娛樂、他の一分は各自の耕作を営ましめたので、日雇手作の場合には、各労働者の小作地積は、最初から計畫が有つて、わざと之を不十分にして置くのである。斯の如き大農場は、村内分家の流行と共に、段々と少なくなつた上に、明治に入つてからの大變化で、今や殆ど絶滅するに至つたのである。その以前から地方に他の仕事が始まり、日雇の供給は不十分になつて居たが、其上に年季男が不可能になつて來た。兵役制などは正しく一つの攪亂であつた。壯丁は幾らも外で働く道を知つて來た。新たに小作人と爲るべく、十年に近い年季を勤める者が無くなつたのみか、一年二年の作男さへも、大凡日雇に近い割合を以て、報償せられねばならぬやうになつた。そこで以前の預け

作に近い請負耕作が、自然に増加せねばならぬことになつた。此種の小作の便宜は、明治年間の如く農法の進歩する時代に、其恩澤の大部分が耕作者に歸する點に在る。又其地位が幾分か被雇人より自由な爲に、獨立經營の希望を抱いて入つて來る者もある。殊に少分の田畠を所有して、其仕事だけでは手が餘り収入が足らぬといふ家が多くなると、分に應じて他人の地を請け作り得る。手作に絶望した地主に對しては、ちやうど好都合な折合である爲に、新に大流行を見たのである。しかも純然たる小作に在つては、もと所謂抱へ百姓の規模を以て始まつた故に、全然地主の庇護も指導も無くして、獨立して經營する農業としては通例あまりに小面積である。此間から拮据して生計を改善せんとすれば、今日の世には想像し得られぬ程の、辛苦節約をせねばならぬ。言はば其根柢に於て、今の小作は此儘では立行かぬ様に出來て居るのであつた。

之を要するに確かに百五十年か二百年の間に、日本の農村生活の外形は、浦島太郎が驚くほど變化してしまつた。本百姓の増加即ち無制限の分家と、地主の利害から割出した必要以上の小百姓の取立が、經濟單位を極端まで縮小して、生活の改良に必要な消費能力を抑壓して居るのである。其上に恐るべく地價が高い。外から還つて來て新たに歸農し得るやうな條件は一つも具はつて居らぬ。

小作關係の變革も或は此序で説いて置くのが便利である。諸君の屢耳にする如く、小作料を今でも年貢といふ地方は多いが、是は年貢を地主に納める意味では無く、年貢米即ち年貢になる米といふことである。請作人は本來納稅義務者で無く、政府に對しては昔も今の如く、地親が年貢の責任を負うて居た。しかも今日と違つて貸主が表向の作人と認められ、小作人は只其下請に過ぎな

つた。其關係を地方凡例録などには、分附けと謂つて居る。何某分と下げ札に地親の名を書くからである。地親は實際の耕作者から年貢米を取次ぐ際に、手數料の意味で尙若干の餘分を持來らしめた。中國邊で小作料を加調といふのは加徴即ち追加徴收額を意味する。年貢の率は前にも言ふ如く、公認生産量の半分内外のものであつた。一石一俵と謂つて各地の一俵米量は、草高一石を代表して居た。例へば幕府領は三つ半、即ち生産米一石に付三斗五升を徴した故に、江戸藏前では三斗五升俵であつた。四斗俵五斗俵も之と同様に、租率と關係が有る。即ち其地方の取箇(トリカ)即ち年貢割合が、高(タカ)即ち公認せられたる平年産量一石に對し、四つ又は五つ、即ち四斗であり五斗であつたことを意味する。

小作人の地主に納める年貢米は、つまりは右の年貢に若干の加徴を添へたも

のであつて、一段歩の小作料が一石にも一石一斗にも及ぶのは、斯ういふ基礎から出て居る。年貢には定額の他に、更に枳減り運送減りを見込んで、口米延米等の割増しが有つた。従つて實際に地主の収入に歸した部分は、決して多いことは無かつた。然るに明治になつて地租が一定の金額を以て徴收されることになり、米の價の方は地租改正時代の石五圓乃至六圓から、段々に今日の石三十何圓にまで進んだのだから、地租を米に換算して見れば段々減少した勘定で、地租と年貢米即ち小作料との差は益々大きくなつた。今では二つの者の關係は何もないのである。然るにも拘らず、昔ながらの年貢米が量られるのは、單に地租米納時代の惰性だと言ふよりも、寧ろ新時代の小作希望者の競争の結果である。別の言葉で謂ふと、今の小作料は必ず米を以て一段歩一石以上も納めねばならぬといふ理由は無くなつたのだが、地主の方では昔の米年貢の時と、全

然同一の條件でならば貸さうと謂ひ、小作人の方ではそれでも承知だから貸して下さいといふ、新たな協定の結果である。従つて小作料の改定は交渉次第のもので、双方契約の自由を妨げられぬ限度に於て、之を引下げるとは差支ないのだが、如何にせん通例は耕作者は多く土地は足らず、地主の方に小作料を引下げて、借手を迎へる必要は少しも無く、是でいやなら返せ他へ貸すと、今迄は強く言ふことが出来たのである。市街地の地主家主などは、斯んな場合に進んで貸貸率を引上げることさへ出来た。田地小作では其面倒無く、以前の通りでじつとして居るのだから、一層變更が行はれなかつたのである。是が所謂農民組合即ち小作人の聯合の、新たに農村の經濟組織に甚大なる影響を及ぼさうとする事情である。

現在の状態では、小作人は孤立獨行しては到底昔からの年貢米を低減させる力が無い。土地が不足で希望者の競争が烈しく、不利益な條件でも辛抱しようといふ者が多いからである。組合を作つてさへも、尙多くの場合には地主が讓歩する前に、此方から閉口してしまふ者があり、結局時としては平和なる經濟手段の境界を超え、亂暴な威壓を試みたりする者の出て來るのは、言はば小作人の不幸なる弱味である。

しかも最初から小作人の手は剩つて居た。小作地を耕作して居ただけでは、獨立した農業を行ふことが六かしい様に出て居た。小作人の大部分は一方に日雇として地主手作の爲に働き、又は壯丁の一人二人を年季の作男に出して、漸く一杯の仕事が出来たのである。日雇年雇の勞銀は低かつたが、飲食物等の實物給與があり、又は草山薪山の採取を許され、危急の場合に臨時の救助を受ける等、色々の無形の補給があつて漸く周年の生活を支へ又損失を保險して居

たのである。地主小作の關係が單純な賃貸借で無いといふのは此點であつたが僅かな間に單純な賃貸借關係と爲らうとして居る。日雇年雇の勞銀の増加したことは事實だが、之と同時に地主直營の農業は殆ど全廢せられ、其土地は別に在來の小作各戸の請作面積を増すこと無く、近年人口の増加と共に、別に小さい小作人の家數を増すことになつた。農村の戸數は近年一般に非常に多くなつた。其一部分は地主が分家して小さくなつた結果であるが、他の大部分は亦小作戸の分家に基りて居る。従つて彼等の勞働條件の不利は、之を救濟し得る手段に乏しかつた。村落に他の事業なるもの、例へば川沿ひにして舟運あり、町が近くて工場に通ひ得る如き場合には、小作農の収入が餘り少ないと他の仕事に走る者が多いから、幾分か牽制することも出来るが、斯る便宜の無い通常の純農村では、如何なる場合にも小作地返還を武器として、小作條件の改善を地

主に迫る途が無く、勢ひ非常に事態が悪化する迄、強ひて原狀を保つて居る故に、小作運動が爆發すると、往々粗暴なる亂闘が始まるので、之を單純に思想の悪化などとするのは、全く經濟史の研究が足らぬからである。濫情主義などいふ語は實は空なものであつた。以前の地主會や小作米品評會などには、朝四暮三式とも名づくべき、勘定して見れば無意味になるやうな獎勵法が多かつた。而も地主小作人の久しい情誼又は不文の慣行が、目に見えぬ利益を後者に提供したことは事實で、今も現に農民組合の徒黨に参加するに忍びない小作人を見かける。そんな例は必ず古くからの地主が永續して居る地方で、地主の變動が頻繁で自他ともに小作を以て民法の賃貸借と考へるやうになつては、其契約の效果は法律を以て地主と争ひ得る餘地が少ない。つまりは外國法の眞似をした民法が不完全なので、従つて小作調停法は制定せられても、恩惠は極めて小さい

のである。新しい時代に出来た地主、即ち資本勘定で田地を持つて居る者の多い村では、小作人の地位は最初から悪かつた。

新時代の法制は、全體として日本の國情の攻究が周到で無かつた。一方には國民の對等意識、即ち貸す人借る人の關係を、單なる貧富の差と見ることを許しながら、他の一方には不動産所有權の擁護が稍偏頗に失して居た。農を保護すと稱して其實は農地所有者を保護して居たから、帳場地主又は不在地主と呼ばれる非農民が、農民の利益を制肘したことは、金貸肥料商等以上であつた。其上に勞働の過剰を懸念しなかつた結果、工場勞働者の如き同盟罷業は絶対に不可能で、小作人は對陣すれば大抵は負けた。そこで法律を無視した農場占領の如き戰法などを試みんとする者さへあつたのである。選舉權の新なる擴張に伴うて多分は追々に合法的の對抗策が講ぜられ得る様に改まつて行くことと思ふ。

現在に於ける地主の弱味は、日雇に由る手作の次第に困難又は不利益になつたことである。水田は本來人の手を要するもので、所謂新農業法の適用も、十分にまだ人勞を省略することを許さぬ。従つて小作地を返されては困るといふ考を、地主に抱かしめようとするのが組合側の一つの運動であるらしい。その結果を次第に悲觀する地主側には、何とかして面倒を脱却しようとする計畫が始つた。かの自作農創定案なるものは、主として此希望の表現であつて、今の内に國の力を加へ、成るべく有利に土地を換價しやうとするのである。勿論小作人が地主なれば小作騒動は無くなるが、國がどれだけ迄其費用を負擔し得るかは問題であり、同時に又今の農村居住者の中には、全然農と絶縁した者が多くなり、行く／＼村の外貌を變化せしめることは明かであつて、久しからず消滅してしまふべきものと思はれる。問題は只從來其地位に在つた多くの家族が、

末々どうなつて行くかである。即ち(イ)大きな相當の面積を、適當且つ安全なる條件の下に小作することになるか、(ロ)或は今だけの耕地を所有者として經營し、農業収益の全部を獨占し得ることになるか、(ハ)はた又村を離れ若くは居ながらにして、全然農とは關係無き仕事に就くことになるか。此の三つの中の何れであるかであつて、日本には今から日雇を基礎とする大農の復舊し得る見込は無い。即ち今日の耕地面積がさして増加せぬ以上は、小作ながら二町歩以上、自作なら一町歩以上は農業獨立の要件であるから、何れにしても農業の戸數は減少を免れぬことと思ふ。又土地の賣買は如何に自由であつても、此上大地主の新たに出來る見込は殆ど無いものと思はれる。

三 農民と其境遇の變化

日本の農村勞力は減少しつゝありや。是は現在に於ける一個の好課題である。所謂農家青年の離村は、確かに認めることの出来る現象であつて、之を地方衰微の原因として患へる人と、既に現はれたる衰微の結果として悲む人とは、共に甚だ多いのであるが、我々の公正なる立場から、果して右二種の觀察の何れかを全部是認してよいものであるか否か。それを決定する迄には、尙幾つかの準備作業が入用である。幸にして統計の數字は最も具體的なる論據を與へる上に、又我々の歴史的討究は、古今の比較を可能にするのである。

歴史の教ふる所では、農村生活の平穩無事、これだけは何れの國でも、歲月の進むと共に追々に毀れて行くものと考へられてゐる。過去に在つて農村の中には、只牧笛と俚謡とが、聲高く岡に反響するのみで、歎き痛む人の言葉は殆ど傳はらぬが、之に由つて昔を黄金時代視することは、或は現在生活の一つの

癖では無かつたか。回顧者に取つては以前の生活の中で、尤も懐しいものゝみが先ず記憶に浮んで来る。それを目前の人間の苦惱と比較して、咏歎するのは一種の詩である。詩の最も古い様式に他ならぬ。昔も實は其の一つ前の世を慕ひ且つ禮讚して居たのであつた。羅馬の文人は夙に之を歌ひ、諸君のよく知るゴールドスミスなども、知らず／＼其感化を受けて居た。併し近世の初頭、即ち荒村行の成つた前後に於て、歐羅巴の諸國に一時多くの荒村の出來たことだけは事實である。それは新時代の交通變化の一般的效果であつて、殊に海運に力を入れた英國の村々が、最も烈しく荒れたのである。農村の生業が引合なくなつた爲に、さうして外に幾らも良い處のあることが明かになつた故に、村が再び野になつてしまふ迄、青年が去つて又去つたのである。此國人口分布の實狀即ち日本など、違つて都市ばかり異狀不權衡に膨脹する状態は、あの時のまゝ

元へは戻らなかつた。併し其爲に、海外に於ける英國人の事業は繁榮した。米國もカナダも濠洲も出來た。海軍勢力の保持とか輸出貿易の尊重とか、特殊の政策が是が爲に必要になつたことは事實だが荒村行の詩人の患へた結果は實は生じなかつたのである。國人は今に於てさして後悔しては居ないのである。

伊太利などにも南部の海岸に全村がらあきの村などがある。主として北東へ移住してしまつたので、其跡の荒れきつた處を活動寫眞屋が、舞臺にしてロケーションなどを遣つた。此國には又山賊の居た村がある。岩山の上などの在るべからざる處に村町があり、さうして今は大に荒れて居る。荒れた村の光景は物悲しい。又此の如くなつてしまふ迄の、人間の苦闘も想像して見れば悲しい。併し八重山群島の或島などの如く、人がマラリヤや飢餓で死に絶えたのと違つて、是は以前の住民が今は何處かに往つて、より楽しい生活をして居るのであ

る。單に伊太利が或數の國民を失つたことを意味するのみで、少なくとも現在の幸福の消長を測定する尺度と爲すには足らぬのである。而も此の如き状態をも、多くの政治家は感情上希望しなかつた。

北米合衆國の離村問題などは、又少しく事情が別であつた。是は主として東部各州の、一旦開いた農場が再び原野に復し最初の人間の勤勞がむだになつたのみならず、州としては生産の總量が減少することになつたので、之を誘致したのは西部平原の發展と、殊には其頃黄金發見の評判が高くして、空な機會を狙ふ爲に、折角實着な基礎を棄て、此國の新たな社會の成長と整頓とに累を及ぼしたと云ふ事實はあつた。併しそれももう過去の問題であつて、今は其弊害を些しも受けては居らぬ。人が早多くなり過ぎて、却つて少し困つて居る位である。我々は外國の本を多く讀み過ぎた。斯ういふ時代の地方人の、半ば感傷的なる

議論に注意し過ぎて居る。従つて新に離村などといふ文字に接すると容易に最も不愉快なる結果のみを聯想し得るのである。殊に青年は村生活に於て最も活とした役者である。且つ村の娛樂に執着して居る。それが相率ゐて出て行くなどといふことは、少なくとも昔は想像し得られぬ事實であつた。外に誘ふ力が有ると云ふよりも、内に押出す原因が潜むものかも知れぬ。兎に角村の爲に好い兆候で無い。と考へること迄は人間の自然である。但し之を以て前に擧げた二三の國の例のやうに、假に一時なりとも農村の荒廢を引起し、乃至は生産力減退の永遠の原因と爲るかの如く論定するのには、まだ幾分か證據が不足である。即ちその人の目に立つ程の若い者の出稼が、實際に勞力數量の減少と爲つて居るか否かは、如何しても統計に由つて之を判定するの他は無いのである。人口の靜態統計が我が邦でも毎五年目に、統計局から發表して居る。之を見

ると幸ひにして人口移動の跡が、本籍人口に對する現住人口の増減から推定することが出来る。尤も現住人口と云ふのも之は不精確なもので、入寄留の届出をしたまゝで又外へ移つた者もあり、實數とは合はぬ懸念があるので、警察吏の調査の如き短期臨時の材料を參考としたが、それでは不十分なので時々國勢調査をして見るのである。併し其結果を當つて見ても、大勢に於ては、今までの報告に現れたものと、同じ傾向を示すことと思ふ。即ち町村を單位として、或町村は現住人口が本籍人口數より超過し、他の或町村は現住の方が少ない。外國に出て行く者の數は目に立つ程は無いから、是が先づ實際の出寄留の多少、即ち人が去るか來るかの真相が分るのである。

試みに二三の府縣に就て、地圖に依つて出入の狀況を調べて見ると、現住不足帶即ち人が本籍を残したまゝ外へ出て寄留する村は、縣境の山に近い地方、

海にも鐵道にも遠い部分に固まり、之に反して現住超過帶即ち本籍の無い人が多く入り込むで居るのは、平地部殊に都會工業地などの周圍であつて、大體に濃淡の色分けが定まつて居る。是は確に原因のあることで、新しい時代に入つてから、一般に山村は住みにくくなつた。其理由は第一には今迄は特別の事情があつて、靜かな邊卑の土地に少し餘分の人が住んで居たこと、第二には近年段々に山稼が制限せられ減退したこと、植林と開墾の二つから山が自由に利用し難くなり、狩獵材木炭燒等の仕事が追々收得が少くなつたことである。第三には食物衣服其他の生活方法の變化、即ち何でも食ひ、何でも着ると云ふ昔風の代りに、世間普通の物を消費する習慣を學んだことである。兵役旅行等で平地部の暮し方を知ると、山村に還つて悪い生活を辛抱することが一層骨折になる。今までは世間の比較を知らぬ爲に、非常に悪い生活を甘んじ、處によつては

只の農家よりも、山家では又一段と悪かつた。其辛抱がしにくくなると、當然従來の人口は支へられなくなるのである。其上に多くの山村では、冬分は地面を雪が覆ふ爲に、仕事が全く無くなるので、昔から冬は外へ働き出るものがあった。それが始は急いで春は村に還つたのが、段々久しく外に居て還つて來ぬやうになる。越前西ノ谷地方のやうに、鑛山で開けた山村が鑛物の出なくなつた結果、他縣の山に行つてしまふのもある。漆掻きの村に漆の木が少くなり、椎の實を採つた村で椎の木が少なくなると云ふ場合は、留つて居りたくも居れず、そこで出寄留が増加して行くのである。

それでも大抵は籍だけは残してある。いつかは又戻つて來る希望で出る者が多く、此以外にも還らぬ積りの人々でも、最初から本籍を抜いて携へて行く者は無い。多くは一代か半代か住んで見て、愈々此でよいとなつて本籍を取りに來るのである。東京、大阪、神戸、横濱の如きは、住民の大部分は田舎から新に出た人で、又事實上の分家をして居るのだが、それでも多くはまだ何れかの村の、本籍人口として計算せられて居るのである。

故に所謂農民離村の結果を詳かにするには、個々の町村に就き且つ何回かに亘つて前後の靜態統計を比較し、本籍人口の變化なり現住人口の年々の増減なりを見るの他は無い。斯うして詳しく觀察して見るならば、ごく山中の村又は大字か、何か特殊の災害があつた土地でも無いと、人口の數が事實減じて行くといふ村は無い。大抵は先づ前年に比して、あまり増加しないと云ふ迄である。従つて日本に於ては農民離村の現實が假に目に立つほどであつても、之を以つて書物に書いてある或時代の英國米國の如く、農業勞力量の減少を推斷し、従つて之に基く生産の障碍までを、患ふるの理由は無いのでは無いかと考へる。

日本では人口の自然増加即ち生れて増す人の數は全國を通計してほゞ一年に、千人に付十三人内外を示して居る。それが都會地例へば一萬人以上の集團に在つては、年平均千人に付二十人以上にもなるのに、其以外の地方では千人に付九人八人に止まると云ふことはある。しかも純然たる平地の農村などで、それだけの増加部分づゝ、毎年他の一方に出寄留をしまふと云ふ事はないと思ふ。是は毎期の現住人口數を比較をして行けば、容易に立證し得ることであるが、恐らくはその自然増加のうちの一部分のみが、村を溢れて出ることにないのである。但し問題が決して頭數のみでないことは勿論で、成長した者が死没して赤兒が産れる上に、屈強な者だけが出て行けば、其結果は勞力の減少とはなる。又勞働力の減少も量ではなく、品質の問題であると人は云つて居る。即ち二十以上四十歳以下と云ふが如き、一番能力の充ちたる強健なる男子、殊

に其中でも才覺技倆ある者だけをすぐつて、老人女子弱々しい者を後に残して出て行く故に、生産の技術は退歩し能率は低下し、殊に人が最も練習に必要な年代を農以外の業務の爲に費す結果は、假に年を経て再び歸つて村の人口を減少せしめずとして、永く農業の改良進歩を妨げる虞がある。と謂ふのが先づ悲觀論者の意見であつた。

此意見は大體に於て、眞實に近いかと思ふ。今迄の職業教育は、農に於ては主として甲乙種の實業學校、それから短期長期の講習會講話講演と若干の書籍雜誌の頒布の如きものであつた。然るに講話や讀書に由つて利益を受ける者は、主として後に村を離れて出て行かふとする様な、優良分子に向つて施されて居たので、是は非常な無駄であつた。併し優良にして且つ比較的多く教育を受けた者ばかりが、結局は農村を見棄て、去ると云ふことは、實は非常に意味の深

い現象である。我々は其の結果に就て憂慮する前に、是非とも如何にしてそんなことに爲るかと思ふ原因を考へて見る必要がある。農民史は遠い古代の珍しい状態を穿鑿する學問でない證據に、必ず斯う云ふ目前の問題をとつて、理由を説明することに力めねばならぬ。

考へて見るべき第一の點は、農といふ生産業が新種の製造業や鑛業など、違つて、現に比較的劣等の者でも、尙之に従事して行き得るといふこと、是が此通り優良なる勞力を村から外へ、押出す結果を生じたのでは無いか。是を先づ問題として見なければならぬ。古い昔は農業は女の仕事で、壯年の男は遊んで居て之を顧みず、戦や狩の方にのみ力を用ひた。大きな永い戦争などの續いた際、年寄婦女少年の留守仕事に任せて置いても、どうやら斯うやら取續いて行けたといふ特性が、今尙寧ろ優良なる勞働を郷里に引止めて置く必要を感じし

めないのでは無いか。之に反して知らぬ他郷で新たに成功するには、少しでも智識に富み且つ強壯元氣な者が入用であつた。それだから自然に外に向かぬ者が多く内に残るのかと思ふ。五十年前までの進まぬ農業ならば、讀書も講話も無くて濟んだのである。それから仕事の苦しさ、力わざの入用の點も、老人などには時間が多くかゝり、骨が折れて苦しく、又成績が十分によくない缺點はあるが、是非とも壯者で無いとならぬといふことは無かつたこと、是が村の勞力の餘分を省略する場合に、主として働き盛りの者を抜くことになつた原因かと思ふ。外へ出て稼ぐには屈強な青年壯年で無ければ成功せず、出たのが無駄になる懸念があるからである。

第二に注意すべき點は、勞働の質の優劣は、農業に在つては多く重きを置かぬとして、量に於ては如何であつたか、即ち量に於て不足する場合にも、尙村

を出て行く風があつたかといふと、それも殆ど有り得ない。村々に就いて數字を検すれば直ぐわかるが、耕地は増したけれども人は増さぬとか、耕地は元のまゝなのに人が減少したと云ふ場合は、甚だ稀有の例外である。全國又は一府縣を平均して、耕地の一戸あたり面積は一向に増加して居らぬ。耕地は中々増加する事が六かしい。たまに一方で開くと、他の一方では良い耕地が潰れて居る。故に此の人と耕地との細かな數字を對照して見た上で無いと、勿論近年の移動減少を以つて、直ちに農村の荒廢を推斷することは出来ぬのである。

實際又出て見ても、行く處が多いわけで無い。外國への移民には故障が多かつた。たま／＼自由に人を收容する方面はあつても、事情は通ぜず報道には誇張誤聞が多く、普通の判斷では安心して行く氣になれぬ。自然の水筋の低い方へ流れるといふ様なものは無い。人の穿つた溝渠としては僅かに一二の移民會社

などがあるが、其成績は決して大きくない。都府には人既に充ち、失業の聲のみが高い。以前は自ら進んで出もしたが、又向ふから招きもした。他の農村からも仕事があつて移住者を招いたが、現在は出て行くのは小さな勤め人の口、小賣商又は靴取りの如き職業を、此方から搜して歩くのみである。永く其様な状態が續く理由が無い。近頃東京市の職業紹介所主任會の決議で、自由労働者の過剰を防止する爲、地元地方に向つて出稼人を抑制してくれるやうに請求することゝし、社會局も此方針を是認したやうであるが、果して行政の力で目的を達し得るやは大なる疑問である。

何となれば北國人の出稼の如きは、久しい以前の固定した一慣行であつた。輕佻な江戸人の田舎人をオシナと謂つたのは、信濃から來ると云ふことであつた。湯屋の三助や米搗きには信濃よりも越後者が多く、又越中からも多く働き

に出た。或は此の運動を渡り鳥に譬へて、掠鳥などいふ名をつけた。山を越えて群を爲し賑やかに遣つて来て、日當のよい雪の無い盆地に、三人五人づゝ分れて留まる點がよく似て居た。秋の末頃に日本海沿岸に向つて行くと、何れの道筋でも必ず此群を見かけた。今日では夏中農作に忙しい際まで、澤山に樺太勘察加等の漁場へ働きに行つた。冬出る労働者には杜氏即ち酒造り、屋根葺き職人などもあつた。一年以内に還るのは普通だが中にも數年間引續いて辛抱し、金を溜めて歸らんとして中途に土着した者も少なくなかつた。關東諸處の都會の越中屋、越後屋等は、大抵歸らざりし出稼人である。京大阪方面にも昔から、此の労働者は入つて來たやうだが、江戸は殊に急に成長した都府なるため、人の手常に足らず、商人は最も力わざに不適當であつた爲に、計劃を立てて人を地方から招いた。カル子六尺人足日雇などいふものは、招かれて多く

入込み、市民の一部分を爲したが、需要に變化があつて屢々一時的に過剰を生じ、再び此労働を附近の原野に向つて移出した例もあつた。此點は最近の政策と稍似て居る。武藏の高原の連尺といふ村が、神田の連尺町から來たといひ、常陸鹿島の砂濱の開発にも、同じ邊から作人を招いたといふのは、共に田舎から呼んだ出稼人の過剰ありしことを語つて居る。そこでこの短期間の北國衆の移住は、殆んど大都會の經濟組織の重要な一部を爲すものであつた。

若し此慣行が無かつたら、江戸などは屢々其繁榮を割引せられるが、然らざれば早く貧民問題に悩まされなければならなかつた。此様な便利な補充方法があつてすら、職人と稱する常住の労働者の階級が段々増加し、凶年には彼等を養ふ能はずして、天明の打こわしの如き騒動を引起したのである。

之を要するに右の如き久しき仕來りであり、又之を常態として其基礎の上に、

仕組まれたる地方農村の經濟であつた。嚴罰を以つて之を禁止すれば知らず、微力なる行政上の勸説ぐらゐで、出稼の風潮を抑制することは出来ぬであらう。それが若し出来るやうならば、其手段は或は早く試みられたかも知れぬ。と言ふのは田舎には、夙に現状維持派の立場から、優良なる労働の村から離れるを好まざる思想が、今日同様に強く行はれて居たので、それが又政治上に社會上に勢力ある階級の利害であつたけれども、尙此の如き人間の流を堰き止め得ず、徒らに效果の無い歎息を繰返してゐたのである。横井時敬氏等の都會熱病論は、一時世間を風靡し、受賣人は村郡に充滿して居たけれども、少なくとも其御爲ごかしの忠告や感情論は、終に小民等の耳に入らずに過ぎてしまつたのである。そこで問題は轉じて第三の點に進み、右の如き人口の求心的移動は、果して農業の經濟に何等の影響を及ぼすことなくして終るや否やといふことになる。

是は最早殆ど疑も無いほどの事で、勿論必ず大なる影響があるべきである。寧ろ現在は種々の反動や障碍作用の爲に、效果の現れ方が鈍いのであるが、それでも今日は一般に、其の著しい傾向に心付かぬ者は無い。恐らくは早晚、今まで通りの生産物分配方法は續けられず、従つて農の生産方法其のものも、面目を改めねばならぬときが来るであらう。而してそれは大なる不安に相違ない。殊に永い間舊式の經濟に馴れ、愈々之を改造するにしてもまだ見當のつかぬ者には、假令力及ばぬ迄も出来るだけ長く、今の状態を維持して居たいのは自然の情である。併しもう餘程以前より、此舊い仕組の保持は困難になつて居た。即ち特に農民に向つてのみ粗衣粗食を勧め、儉約を以て殆ど彼等の義務の如く考へ、他の職業境遇に在る者との釣合などは構はずに、生計費の極度の引下げを力めさせなければ、今までの状態を支へて行くことは、既に困難になつて居たのである。

江戸時代の各藩領では村方儉約の訓諭は雨の如く、時としては法令であつた。是は明白に中世以前には見ぬことであつた。之は此の如き命令を嚴達せずとも、働く農民の生活は自然に其通りであつた。それが屢々町方に往來し、又物賣りが入込み、其他よりよき生活の摸倣をしたくなる場合が幾らでも起り、又人間の弱點としてさういふことが仲間では認められ、折々此弊に陥る者を生ずるに至つて、始めて此様な特殊の行政の必要を見るに至つたのである。村に住み終始天然と闘ふ者は、感情も粗朴で勞苦に馴れ、別に大なる忍耐を要せずして、古來單簡な生活をして居た。即ち奢侈に陥る懸念の最も少ない階級であるのに、特に彼等にのみ之を戒めねばならなかつたと謂ふのは、つまりは此の如き生活方法を基礎として、築き上げられた經濟の仕組があつて、外界の變化の爲にその仕組が危機に瀕したからであつた。

百姓の奢りは破滅の原因だ。心掛けが悪いとすぐ乞食になるといつたのは、即ち眞實であつて虚喝ではなかつた。しかもそれが怖ろしさに身を慎み過美を戒めたといふのは、やがては又その虞が稍少なくなつたときまれば、何とかして少しは良い暮しがして見たくなる理由である。奢侈といふものゝ定義は不定であつた。百姓の所謂身分相應なるものは、實の處は米を作りつゝ、自分は干葉や大根の交つたかて飯を食ふこと、藁で髪を結びまた藁の中で寝ることなどであつた。即ち不相應と謂つたところが、町に住む常人のすること以内のもので、それに弊があるとするれば、癖になつて耽ると支出が過多になるといふ迄であつた。故に一朝外界の生活ぶりを知つた以上、その生活上の幸福の比較から、次には収入の比較に及ぶのは、寧ろ至つて自然なる實驗であつて稍教育を受けて算數に明るい者が、在來の地位を不利と感じ、轉業轉職を考へ出すのは是非も

無い結論であつた。故に村で優良なる青年、前途に囑望せられる者の方が、先づ出て行くといふ結果にもなつたのである。

ところが一方農業の經濟に於ては、右に謂ふが如き極度の質素、最少生計限度の他に比べて更に低い處に在るといふことが、殆んど現状持續の唯一の條件であつた。自作農に於ても租税が高く、その純益率は高くは無かつたが、それよりも困つたのは生産の規模の至つて小さいことで、又天然の制限殊に耕地面積の不足の爲、一年中引續いての労働場としては、充分では無かつたことである。そこで休日又は無作業の日の多いと同時に、一方では一年に百日百五十日の労働を以つて、三百六十日の生存を支へる必要があつたので、此状態を保つ爲には、平均に至つて悪い生活をして居る必要があつたのである。殊に雪に蔽はれた北國の田舎で、農閑の利用に出稼するなどは、言はゞ自然の發明であつ

た。しかもそれが常態となつてしまふと、愈々小規模の農場でも生活が出来ることになるので、つまりは人口過剰の忍び難い實情も、此の如き特殊の方式を以つて持こたへて居るうちに、それが又普通のこととなり、次第に農以外の職業の勤勞及び報償に比べて、著しい相違を生ずるに至つたのである。

其上に小作農の如きは、この自作農が一户を支へるだけの力を以つて、地主と二戸又は一户と何分一の生存を支へなければならぬのであつたが、其爲に未だ曾て耕地面積は自作農より大きくはしてなかつた。即ち自作よりも又一段と餘分の辛抱をしないと、現状を維持することが出来ず、普通には小作の外に、若干の被雇收入を豫算に計上して、始めてバランスを保つたのである。手短かにいふならば今までの農業には、少し無理がしてあつた。百姓とは元來斯んなものだ云ふことを、何故にと恠み問ふを許される時代が來ると、自然に改造

の運動が起らざるを得なかつたのである。

但し其改造の計劃としては、出来るだけ病の源を治めなければ、双方共に徒に混亂の苦惱を味はねばならぬ。元來百姓仕事の辛苦と忍耐とに向つて、報償としては何物があつたかと尋ねると、具體的に謂へば家の永續の保障であつた。家の永續には二つの方面があつた。物質的には食物の最少限度の供給保障である。餓死はさせぬ。凶作の爲には圍ひ米の手當をする。地頭が義務として引抱へ養うてやる。いよく困れば山野に入つて、何なりとも採つて食はしめる。第二に精神的には記憶の保存である。これも土地との結合から來るもので、村民は上下を問はず、耕地があつて始めて名が有つた。親代々の通稱を相續することも、他の土地に移つてしまへば、無意味であつた。祖先を祭り又子孫に祀られる國風としては、盆と彼岸とに家の者が、自分を祭つてくれると云ふ確

信が無いと、樂々とは老い又死ねなかつた。是が所謂血食であつて、東洋人の家といふ考の中には、常にこの愛慕の交換と連鎖とがあつた。此點だけは一代毎に解體する西洋人の家庭といふ概念からは、強調することは出來ないのである。

日本の村生活に於ては、是だけは少なくとも疑なき事實であつた。故に今日の村の人の心持は兎に角、昔は非常に此點を重く見て、此希望の遂げられる爲には、若干の犠牲は之を忍んだ。例へば武士ならば家名を重する爲に、不都合なる主に詰腹を切らせ、又農民の家でも家が大切と稱して、家族を勘當義絶し、帳はづし廢嫡なども敢てしたのであつた。然るにも拘らず、法令の十分に周密で無かつた時代には、個人の經濟自由の爲に、尙此特權をすらも拋棄した者が多かつた。上代の歴史にウカレビトと謂つた遊民浪人、所謂浮宕の徒は、令の土地制度が確立した頃から却つて次第に多くなつた。國民の生業が益々繁榮し

たかと思はれる延喜天曆の交に、其兆候は愈々甚だしくなつた。其原因としては不輸租地の増加、之に伴ふ公民課役の増加等、つまり土著者の不利益だつた點が指摘せられて居る。其以外にも原因はあつたかも知れぬ。兎に角研究して意味の深い時代であつた。勿論新らしい職業の農民を誘つたものもある。例へば阿彌陀の聖など謂つて、人の信心を利用して骨折らずに食はんとする群は、空也から一遍へ、法然から親鸞へと増加して行くばかりであつた。併し他の多數はいつ迄もそんなことをして居られぬから、何れかの土地に行つて地を耕さねばならかつた。即ちやはり家を持ちたい爲に元の業を捜した。斯くの如くにして莊園の擴張に向つて、最も好都合の條件が具はつたのである。

莊園新立の時代は即ちこの浪人を招き据える時代であつた。今ならば移民の募集に當る事務が、到る處の地方に行はれた。政治上の變化に基いて全國の領

主が移動を始めたより以前、常民の方が先づ盛に動いて居た。鎌倉幕府の初期の平和事業として、關東の野を開く爲に浪人を募つたことは、又後年に江戸幕府でも試みた政策であつた。野が廣く土が肥えて不足するものは勞力だけといふ状態は、よほど偏卑な東北地方にでも行つて見ぬと、今の人には想像すらも六かしいが、以前は久しい間、全く人手の足らぬ爲に苦勞をした。そんな際の農民土著は、言はゞ普通以上の満足すべき生活條件で無いと、之を誘ふことの出来なかつたのは勿論である。

日本の人口は古い分は勿論分らぬが、僅か五十年前にも今日の半分しかなかつた。それより以前は至つて久しい間、常に遅々として進んで居たらしい。或時代の繁榮によつて一時やゝ増加すると、忽ち反動が來て退歩した。反動の主なるものは凶作疫癘と戦争とであつた。しかも其少ない人口が、概して平野の

或一方面に片より、之を程よく仕分けて全國に散布せしめることは、割據の際には到底行政の力で之を期することを得なかつた。即ち農民等の自發的の國內移動に一任してあつたのである。關東諸國の村々の起立の新しいことは曾つて述べてある。始めて村を開かした領主等は、種々の好條件を以つて所謂流氓を招いたことは、新編武藏風土記稿などに、色々の古文書が之を語つて居る。七年荒野十年荒野など、いふコウヤは、其間は荒野と看做して租税を取らなかつた故の名である。又牛馬の市などを新立して、土地を繁昌させようとしたことは、能の狂言の牛馬など多くの例證がある。しかも移住民は遙々と海山を越えて新地を尋ねて來るだけの力は無かつたから、必ず次から次へと短かい期間に移りあるいて、結局は一番好都合の土地を尋ね當てたらうが、それが成功せぬうちにもう行く處が近くには無いやうになつた場合も少なくないこと、思ふ。

藩と藩とが領分を相接して、内々労働者の取合をしたことが、江戸時代初期の文書には見えて居る。例へば驅落百姓を抱へまいといふ約束、又は他所者を知りつゝ、誘引せぬといふ申合せを、各大名の家老同士が條約できめて居る。しかも人民の方でも何かといふと領主に對する不満を表白する方法として、立退きの態度を見せた。武士にも屢々主人を恨んで、立退かうとした者があり、多くの悲劇は是から生れて居る。領分境の番所又は遠見など、いふものも、必ずしも常に戦争侵略に備へたので無く、右の如き一種の鎖國方針から來て居る。近い頃迄も尙稀に地方には此騒動があつた。土佐の百姓が伊豫へ國越したことは、歴史地理の日本農民史號に沼田頼輔氏の記事があり、讃岐の高松領の百姓が阿波へ立退いた話は、慶應大學「史學」に小野武夫氏が報告して居る。しかし是は領分境の兩側が共に廣い山野の、人の手の久しく不足して居た地域であつた爲に、

來るならば來いといふ領主の希望であつたから、隣から遁げて入ることも出来たのだが、普通の平地續きの領分境であつたら、もう打棄て、置いても百姓が徒黨をして遁げて出る心配は無かつたのである。だから近世になつてからは、所謂嗽訴といふものが多くなつた。江戸初期の如く到る處に住民が不足し、何れの領土も他所者の來るのを歓迎した世の中であつたら、百姓は一揆を起すよりも、驅落をした方が遙かに手輕であり安全であつた。それがもう機會と見込が無い故に、止むを得ず暴動を起した。つまり暴動の一つの原因は人口の過多であつた。

しかし沿革上、百姓の驅落は曲事となつて居た。殊に前の四國の例の如く不平を抱いて群を爲して退去するが如きは、今日のストライキによく似た消極的の反抗であつた。故に峻嚴なる地頭は鄰藩と條約を締結し、互に驅落者をかくまはぬことを申合せ、此方の落人は必ず引渡を要求したのみならず、時として

は單なる威信の爲に、首を斬つて道の辻に掛けたこともあつた。甚だ亂暴な政治であるが、必ずしも感情問題のみではなかつた。自由に百姓を移動せしめて置くと、之に伴ふ經濟上の不利益を被むる者があつたからである。青森縣では南部領にも津輕領にも、百姓の制服の如きものが法令で定めてあつた。それは遁げて出てもすぐ知れる様にといふので、本來は百姓の移出は支配階級の好む所では無かつた。

但し幕府直領だけは、寛永二十年に既に令を發して、地頭代官仕置悪く候て、百姓堪忍成り難く候はゞ、年貢皆濟致し、其上は所を立退き、近郷になりとも居住仕るべし。未進無之候はゞ、地頭代官構ひあるまじきこと、聲明して居る。未進即ち地租滞納者の立退きは犯罪であるが、單純なる移住までは百姓の義務違反とは見なかつたことは、既に古くからの事であつた。けれども此の

同じ方針が、奥羽や北國のやうな地方の私領にも共通であつたとは思はれぬ。それは必ずしも開き残りの土地の爲に、住民の多きを要したからでは無かつた。一般に勞力の地方的供給が豊富で無いと、本田の主地でもやはり經營が不利に陥るのであつた。「水呑百姓の多きは村方の利得なり、日雇やすければ也」と、地方(デカタ)の書物によくあるが、その村方といふのは地持百姓の利益のことであつた。其理由から特に若干の餘分を初から見込んで、村には新百姓を有附させる工夫をしたのである。一つ違へばすぐに非人の境涯に落ちる程度の貧民が、偶然に出來たと謂ふよりも、元はわざ／＼こしらへて置かうとしたのである。戰亂の際に他處の軍隊が入込んで一時占領し、有る限りの物財を掠奪して住民を逐拂つた時代は別であるが、平和の世の中ならば昔も今の如く、勞働者の減少の爲に村の生産が甚だしい退歩をするといふことは、實は殆ど無かつた

のである。それにも拘らず人口の保持の爲に、官府が常に其力を費したといふのは、全く右に謂ふが如き事情からであつた。

そこでどうしても起らねばならぬのは、住民の短期移住即ち出稼であつた。越中越後者の江戸に來たのは其一例に過ぎず、攝津の能勢や丹波の雲原の山村から、灘に出て酒屋の庫に働き、越後の塚の山の者が全村杜氏職に出て行き、越中黒部の内山の者が、木流し人足に熊野にゆき、奥羽の山の炭焼に、野州邊からも出て行く者があつたり、會津の人が旅の屋根屋となつて、東京の近郡まであるいて居るやうな例は中々多い。今一段ひどいになると、美濃へ越前五箇山から、越前で加賀の牛首邊から、山を越えて來る者は、女も子供も年寄りもまじつて、只々冬中他國の食物を食つて生存するだけ为目的とするが如くに見え、頗る土地の人からは輕蔑せられて居た。此等は何れも故郷の村に於て、一

年中の或期間のみ入用な勞力を、強ひて住ませて置いた當然の結果であつた。

農業勞働者の移動は、随分古くからあつたことである。是は或種の作業に勞力の入用が、むらである故に必要なので、例を擧げるならば、遠州の川根方面、伊賀伊勢の山村にも、茶摘み茶揉みの爲に遠くから男女の群が入つた。九州では筑後川矢部川等の上流なども、次から次へ茶の芽の成長を追うて、山中へ平野の娘たちが入つて働いて居る。東北では陸前の遠田桃生方面なども、あまり遠くからでは無いが、田植蒔入の時に、他村の日雇が入つて来る。秋田縣の由利郡などにも、庄内の農民の入つて働くのが、古くから定期的であつた。最近になると信州などで、養蠶の雇人に遠くの人を使ふ。三眠から上簇の時まで、せい／＼十日か十二三日の仕事だが、幸ひにして村に由つて遅速があるので、次から次へ雇はれて移つて行く。此の如く農業には、往々にして勞力需要の著し

い不平均があつた。昔からのものでは田植の如き、定まる種があり定まる季節があり、日を選んで普通は一日に植ゑてしまふので、早乙女を集めるのが容易でなかつた。田で働く男女を多くはタウド(田人)と謂つた。土地によつては田子とも謂ふ。タゴは手子であつて必ずしも田植に限らず、多數の雇はれて働く人を意味して居た。タアルジ(田主)は經濟以外の動機からも、成るべく多くの人を集めて賑々しく田を植ゑさせた。地主親方の勢力は斯ういふ際に顯れるので、水呑百姓たちは兼々の約束に基き、擧つて出て来て一所に働いたので、彼等自身の方では其雇はれの際を見て、少しづつ、我田を耘ひ又植ゑて居たのである。其爲には小前の者は、夜間に田植をしたなど、いふ例さへあつた。之を要するに同じく年一千日の勞働を要する田でも、日によつては五十人六十人、他の日は其五分一・十分一でも澤山といふが如く、仕事に大きなむらのあるのが、工

場の經營など、異なり、農村の勞力問題の殊に面倒な點である。

この臨時の勞力を、常に外部から供給するは、不便不確實で又旅費などの餘計な失費がある。農場主は避けられるだけ之を避けようとした。しかも國によつては如何にしても、之を避け得られぬ農業を行ふ者もあつた。英國を始として、中部歐羅巴の諸國にも、外から雇ひ人をする農業が以前は盛であつた。それへ往つて働く出稼を、獨逸ではザクセンゲライなど、呼んで居た。英語でガンクスといふのも同じ語から出て居る。麥苧りとか秣取入れの如き一定の季節に、非常な數の日雇が入込むことは、恰も北海道方面の漁場のやうなもので、元は此爲に町からも人が出て來たが、町に工場が澤山出來てからは、農業の日雇は其中からは得られなくなつた。臨時の日雇の爲には宿舎を設備せねばならぬ。又浮浪不逞の徒の取締も、中々面倒なことであつた。西洋で十九世紀

以後、農業が新しくなつたといふのは、つまり此弊害に弱つたからであつた。

機械は發明せられ、役畜使用の方法も大に改まつて、力めて此種の日雇を宛てにせぬこととし、一方には又常雇人の保護と養成を企てしめたのが、近世の英國などの主たる農政であつた。即ち特に大農場の周圍に勞働者の小家を作り、僅かな耕地を給して住附かせる方法であるが、それだけは十分な勞力が得られぬ故に、結局は穀物耕作の如き手のかゝる農業は、漸次に牧畜の如き單純なものに移つて、土地の利用率は低くなり、國內食料の穀類自給が困難になり易いのであつた。大農場經營者の希望としては、彼等勞働者が小住宅内に安住して果樹蔬菜の栽培なり、養鶏なり、勞力不用の季節の爲に何か収入の道を見出し、入要ある時のみ澤山に來て働いてくれ、ばよいのであるが、さううまいわけには行かず、いつも勞働者の方に選擇の自由があつて、雇主に好都合な豫約は爲

し難く、結局は勞銀の引上げに歸着し、愈々直營を不利ならしめたのである。

日本でも自分の知る限に於ては、宮城縣の低地部に大規模の日雇勞働を基礎として、十五町二十町の大自作農があるが、是は古くからの仕來りがあつて、尙此方法を持続し得るので、新たに之を企てることは容易で無い。岐阜縣愛知縣の地主の中に、小作より田地を取上げ、北伊勢などより呼寄せたる田人を使つて、之を自作せんとした者もあつたが、それは至つて採算困難な事業であつた。實際自作農法の大なる障礙は、此の勞力の供給方であつた。三町歩しか持たぬ農家が、尙半分の一町五反以上を、小作に預けねばならぬ理由であつた。手作が時代と共に益々減少せんとする原因は、此より以外には無かつたのである。

諸君のよく知る如く、地主には明白に二つの種類がある。その別の點は面積の大小よりも何よりも、主人が自ら足を入れる事が出来るか否かに在る。故に最近

迄自作地主であつた者も、主人自身の勤勞の評價をする様になると、自ら作るよりも小作にしようといふ考を起し、久しからずして再び自作に復することの出來ぬ状態に入つてしまふ。今から二十年も前に、近江の湖岸には五段七段の所有地を小作に付し、自身は人力などを曳く地主が出來て居た。彼等が再び自作に戻り得るか否かによつて、小作問題の解決には大きな變化を生じ得るのであつた。

土地所有の分配は、地方的に甚だしい差等がある。越後の如き大地主帯も甚だ厄介であるが、中地主の多い處も小作問題は面倒である。農業の立場から言ふと、手一杯と謂ふ所有地の大きがあると思ふ。即ち一町五段乃至二町歩位の大さに、家々の所有地が分れて居る場合が、一番自作農の永く存続し得る見込がある。何となれば外部からの勞力を雇入れるといふ問題が全然無いからであつた。それでも尙家によつては手不足があり得た。例へば子供が少ないとか、

親爺が病身であるとかの場合には、是だけの地面を手作することは六かしい。又流通資本の缺乏といふことが昔からあつた。昔は主として未進年貢の爲に金がいり、其他不時の災難の爲に、生活上の臨時費を要して、娘を身賣したといふ話がある。併し實際は娘より前に、所有地を賣るのが人情である。田を賣る方法にも色々あつた。其一つは不動産質で、金を借りて居る期間だけ、田を人に預けて置くのである。第二には所謂年季賣り、即ち年限を豫定し其間だけ田を人の物とし、或は自分が其小作人となつて、作る者もある。買戻約款付きの賣渡しは、よほど質入とよく似て居た。金を返さぬ間はいつ迄も人の物で、或年限を空しく過ぎると、流れてしまふやうな約束があつた。年季賣は之に比べると遙かに樂な代りに、最初の入金が少なかつたので、大抵の金の入用な者は買戻す積りで實は取られてしまふことになつても、やはり一旦賣つて置く形を

擇んだ。田地の書入れ即ち抵當は、比較的新しい慣行であつた。質入れと違つて地面を債主に渡さず、自分で持つた儘だから世間體もよいが、其代りには利子の問題があつた。通例は利子が高く不履行の場合が生じ易く、結果は往々にして悲慘であつた。世間に隠して耕地を書入れた場合に限つて、ひどい不利な條件で之を失ふ者が多かつた。

此外に今日はもう無くなつたが、尙色々の特殊な取引があつた。例へば二段一續きの田を半分して、年貢七三八二に分擔し、買手の負擔を軽くする方法もあつた。言はゞ一種の地役である。勘定高い農夫は此の如き方法を以て、負擔の軽い土地ばかりを持つ工夫をした。作り高は増加せずして、正味の収入を多くするので、至つて人の目に立たぬ投資手段であつた。更に進んでは頼み納など、稱して、實際の土地は賣買せず、自分の田の年貢のみを、隣地の田に負

擔せしめる契約であつた。斯んなことをするとどうしても未進滞納の原因となり易く、領主に取つても結局損であつた故に、幕府領などでは法令を以て之を禁止して居る。

此の如く土地の賣買法は、今よりも昔の方が遙かに複雑であつた。と謂ふのは村には格式の問題があつて、住民は丸々土地と離れてしまふことが出来なかつた故に、此類の色々なからくりを以て、融通を圖つたのである。其爲に同一區域の同じ性質の土地にも、負擔の輕重と利不利とは、年月を重ねるうちには甚しい差異を生じ、所有地の廣狹では富の程度を推定することが出来なかつた。明治初年の地租改正は、此點に付ては一つの革命であつた。例へば米五斗酒三升を副へて只呉れると謂つても、貰はうといふ者が無かつた土地も、其隣の誰も羨むやうな年貢の安い土地も、地味地位のみを標準として、同じ地租を拂へ

ばよいことになつたから、經濟上に不利であつた田の地主は、急にうまいことをしたのである。併し此と同時に他の一方では、土地を永代に根こそぎに賣ることが公認せられ、一般に土地に對する愛着心は減少し、他の多くの商品よりも以上に、土地を投機的賣買の目的物とするやうになつて、それが又愈々自作農減少の原因を爲すに至り、従つて土地と勞力とを相對立する因子として、考察せねばならぬ必要が痛切になつた。

近年農業經濟の學問の進歩に拘らず、土地の評價法だけは今以て甚だ合理的でない。土地の相場といふ語はあつても、實際は他の財貨の如く取引が頻繁でない爲に、いつでも其附近の最も割のよい賣渡値段を以て標準とする癖がある。しかもそれは平日の標準といふに止まり、個々の取引に在つては又別の事由が働き、賣らうといへば甚だ安く、買はうといへば甚だ高く、殆んど掛引次第に何

とでも決することは、諸君も既に知る通りである。其上に一つ厄介なことは、いはゆる標準相場が安ければ買手が多かるべきわけなれども、實際はこんな場合には却つて土地の移動が少なく、土地の値が出たといふ時代には、賣手の多くなることは勿論のこと、買手さへも亦却つて多く現れることである。その理由に至つて簡單で、買うて置いて又賣らうといふ考がもとである。書畫でも骨董品でも、數の限られたものは皆同様であるが、人は漠然と之を景氣と名づけて欲しがる氣風は至つて早く感染する。人の欲しがるものは自分も欲しくなる心理から、自然に算盤の合はぬ賣買價格を作り、従つて合理的の相場の出現を妨げる結果ともなるのである。

其中でも田地の價の決定は、久しい間の問題と爲つて居る。地方によつて反對の實例もあるが、普通には小作地として収入を基礎にして相場を立てようとした故に、この小作問題の八釜しい時代に入つては、殊に混亂を加へるのである。多くの府縣で土地を評價する際に、よく一俵尻百五十圓とか二百圓とかいふことがある。一俵尻とは小作米一俵即ち四斗の収入に對し地價何程ときめてかゝるので、反物や材木の如く容積を單位とせぬのは、土地には地味地位その他一筆毎に品質が相違し、見本取引が出来ぬからである。小作料は永年の間に略一地方だけの均衡を保つものと考へられた。即ち二俵半（一石）の小作米が上るとすると、一俵尻百六十圓の相場として、四百圓といふ値段が出て來るのである。近年は又地方により所謂法定地價即ち土地臺帳に地租算出の基準として掲げた金額に、六倍とか七倍とか謂つて相場を立てる處もあるが、是も實際買手の胸算用に於ては、やはり小作料の豫定金錢收入から、地租附加税其他の豫定諸掛りを引いて、その豫定純益を相當と思ふ金利の率を以て割り、始めて臺

帳地價の六倍が相當とか、七倍では高いとかいふことを知るのである。是には最近の如き米價の激變は厄介なる攪亂を及ぼすのであるが、大體安全率を取つて、小作米一俵の平均収入十二圓、公費諸掛りを三分の一として純益八圓、5%の利廻りに勘定して一俵尻が百六十圓、是で略公債に應募したのと、同じ事になるのではあるが、實際は新に土地を手に入れることは、今では公債ほども収入が確實で無いのである。

しかも此勘定は承知の上で、時としてまだ二割も三割も割高の、田地を買ふ人があつたのである。其動機の主たるものは、収入は將來まだ増加するかも知れぬ。例へば小作米増率は不能としても、米の價は年々高くなり得る。その次には町村が成長し停車場が置かれ、道路が新に通ずるといふ類の見込である。斯ういふ農業經濟以外の法則によつて、土地の相場の昂騰せんとする傾向は常

に著しい。殊に土地投資に限つたる一の誘因は、他の種の投資には結果を測定するだけの力の無い人でも、土地を持つた結果だけは豫想が付くといふことである。即ち村で土地を持つこと、殊に大面積の土地を持つことは、今までは一種の株、即ち社會上の好地位を意味して居たのである。その無形の利得を考慮に入れた故に、例へば急に金の出來た者、外國に出稼して貯蓄を残して來た者などの少しでもある村ばかり、所謂土地相場が著しく高く、類似の狀況に於て地方毎に地價の區々を生ずるが、終には漸を以て附近の土地全體の相場を、上向かしめるやうな結果にもなつた。是が最近二十年三十年間の、日本の農民經濟の注意すべき特徴であつた。

勿論其結果は彼等の生活の上に現れざるを得なかつたのである。單純なる私經濟上の計畫から、新に自作農を營まんとする者、若くは從來の自作地を擴張

しようとする者には、是は殆ど門戸閉鎖と同じであつた。右の如き複雑な原因の集合から、割合以上に高い田畠を買入れて、農を營んだ所が損をせぬわけには行かぬのである。自作農の生活は常に小作人よりも稍高いから、後者が吐き出し得るだけの純益を、土地から擧げることが通例は六かしい。況やその小作の場合の相当評價よりも、更に割高なる買價を拂うて、立行く見込は有得ないから、自然に新作農を村に作る事が出来なくなる。之と同時に他の一方に於ては、従來の自作農にして生産の方法を改良する爲、新たに資本の必要を感じて居る者の如き、通例は他に適當なる借入の途も無いから、寧ろ有利に所有地の一部又は全部を換價し、小作人と爲つて働いて見ようとするか、又は偶然に土地を擔保として之を手離す者多くなり、一步進んでは農業を廢して他の業體に就かうとする誘惑も、強くなつて來るわけである。

當節諸政黨の間に問題として論議せられ、政府當局も實行著手を餘儀なくせられた自作農の維持、又は自作農の創設と稱する政策には、不幸にして此點がまだ十分に考へられず、従つて成功の目途は甚だ覺東ないのである。自作小農の國の爲村の爲に好ましい理由は、一言を以てすれば有利なからである。計算上不利なる新作農は、之を作る必要もなく、同時に亦其減少をも防ぐことを得ないのである。その自作を不利ならしめない爲に、或は國府縣の利子補給、低利資金の貸付を世話するといふのは、事實一反歩の耕地に五百圓を拂ひつゝ、三百五十圓で買受けたのと同じ結果にしようとする案であるが、それは國府縣が仲に立つて、差額の百五十圓だけを持つてやることを意味し、之を租税として負擔する國民が、假にその土地の賣主とあつたとすれば、出入元々で無駄なる手數であり、もし又其以外の我々國民から、それだけの支出を負擔せしめら

れるとしたら、新自作農の損失を關係無き者に押付けたことになる。しかも一般の地價騰貴即ち自作地を減少せしめる傾向は、いつ迄も残ることになるのである。現在一年に約三萬戸、自作農家が減退するといふ際に、他方この様な計畫を以て三千戸の自作農を作るといふことは、單に至つて微弱なる反動力たるに止まり、今日の趨勢は依然として持續することとなり、結局は農民生活の或期間の動搖を制止するだけの効果も生じないのである。

併し幸ひにして最近に地主階級の得たる經驗は、所有地を小作に付して収入を求むることは、必ずしも安固なる生活方法で無いことであつた。殊に割高の代價を拂ひてまでも、直接使用し得ざる田畠を買ひ集むべき理由は、何れの方面からも次第に乏しくなりつゝあるのである。耕作者としては固よりそんな場合に、土地を買ふことの不利益を知つて居る故に、假令政府の勧誘が熱心でも

自作農になることを欲しないのである。故に此際何か新たな原因から、土地の需要が制限せられ、少なくとも合理的の評價に合致するまでに低下するならば、土地を賣拂つて小作農に赴くべき動機は次第に減少し、自然に自作農維持の目的を達し得るわけである。さまで悲觀するには足らぬのである。

國家の立場から考察して、小作農の増加の好ましくない理由は幾らもある。小作人等は其初期に於ては、まだ必ずしも居村を離れるだけの考は無。併し二代三代と經つうちには、無論事情も變り、又土地との結合力は自作農の場合より弱い爲に、いつかは他の農以外の職業と損得を比較して、利多しと思ふ方へ甲乙輾轉して行くやうになるのは止むを得ない。是は決して近世ばかりの特殊なる社會現象では無い。言はゞ小作そのものゝ性質に基くもので、此性質があればこそ久しい間農村の勞力關係を調節することも若干は可能であつたので

ある。但し今日は此作用が、昔に比べると遙かに敏活になつて來た迄である。

昔の農村でも特別に不幸なる少數の例を除けば、通例の農民の家庭では次の代の子女の數は前の代よりも多くなつて居た。二親が三人五人の子を生み、それが縁組をすれば又増加する。村の内に埋立切添等の未開の餘地が無くなつた上に、その増加した勞力の爲にいつでも新しい適用場を探したものである。前に申すやうな勞力の供給過多を悦ぶ地主側とても、精々一割か二割かの餘分を望むだけであつて、幾ら手が剩つても剩るほど結構といふ迄に之を引受けることが出来ない。平年は兎に角少し不作が來ると、すぐに飯米の缺乏に共難儀をしなければならなかつた故に、必ずしも常に青年の離村に向つて故障を唱へては居られなかつた。

餘分勞力の處分方法は澤山あつた。娘は嫁にやればどこでも大抵は歓迎する。

逃げて行かない最も從順なる労働者として、成長した他家の娘を貰ふことは、貰ふ方には調寶であるだけに、遣る方では一つの喪失であつたので、辛抱の出來るだけは村から外へ出さぬ計畫をした。村の青年團に渡りをつけ、又は酒を買ひ馬手間錢などを出し、或は後には形式的にはなつたが種々なる妨碍を與へようとしたのは、其動機は必ずしもエロチックなものでは無かつたのである。次に次男三男等の始末としては、第一に考へ得るのは分家である。分家は即ち耕地の分割を意味し、大中農の多くが之に由つて小農となつたことは前にも既に話して置いた。無制限に之を企て得なかつたことは當然である。そこで法令又は慣行に基く種々なる制限方法が考へられた。極端なる例は飛彈の白川などで此爲に戸主以外の者は男女相通するのみで、民法の婚姻は行はず、その子に法律上の父は無く、相續人を除くの外は男子を以て系統が絶える形になつた。そ

の他にも尙諸國の山村には、一家數婦の例が多く、古くは七子持屋の話を傳へ、近くは又東北二三の地方には一家四十餘人、作り二十五町といふが如き大家族あり、一切の役畜を不必要とするまで勞力の豊富なる例もある。つまり此の如き稍不自然なる方法を以てしても、本家の實力の失墜を防ぐ必要があつたので、其上に白川の如きは更に村全體として、非常時の食物供給を保障する爲に、人口の増加を制限せんとする企てさへあつたかと思はれる。其結果青年が村から出て行くことは昔も止むを得なかつた。一二の小島では男子の數を限り、超過した分だけ籤引を以て出て行くことになつて居た。さうで無くとも關東の平原にも、村の掟で分家の新立に、八釜しい時期條件を定めたものは少なくはなかつた。

此外に尙民法戸籍法上の分家には相違なくて、舊來の思想からは之を分家と謂はぬものがあつた。即ち株は分けない家族の分離である。今でも少なくはなかつたが丸きり止むでは居らぬ。古い慣習に基いて人は之を奉公人と呼んで居る。普通には年季奉公と稱して、年限を一定して置くことになつて居るが、中世には其必要も無く身を入れる又は身を賣ると稱して、一生奉公する者も多かつた。完全な壯年なれば、斯うして身を賣れば男でも大分の金になつた。借金で身動きのならぬ時には、身を賣つて金を作つてまで我々の祖先は義務を履行したのである。但しそんな場合は昔でも數が少なく、通例は家に剩つた子供や小娘を、教育を兼ねて年季奉公に入れたもので今では年季小僧など、名づけて商家特有の慣習であつた如く考られて居るが、商家も元は此方法を農村から採用したものであつた。是にも若干の身の代金を前渡したものと、全然給與の條件を主人に一任するものもあるが、農家に於てはそれが追々に年雇又は一季の

作男の給金制に變化して來ることになつたのである。

昔の大農地方の普通の小作人養成法は、即ちこの年季奉公の舊制度であつた。江戸時代の法令でも、くり返し一生奉公を禁止して居るのであつて、前年國際聯盟で日本には世襲の下人があるなど、騒いだのは誤解であつた。雇主の都合のみから言つても、一生奉公人などの必要はなかつた。奉公人に女房を持たせて後まで、一家の中に置くことは不能であつた。従つて女房を持たすことは家を持たせること、即ち一種の分家であつて、主家の近くに住居を興へ、行く／＼小作と日雇とを以て獨立の生計を立てさせた方が、大地主の實際の經營法に適して居た。稀には年を取るまで獨身で主家に住み、一生奉公に近いものはあつたが、それは必ず何かの曰く附きで、子が無いとか不幸だとか、外に居どころが無い爲に死ぬ迄置いてやつたゞけで、大抵は二度目の住込であつた。其

以外は原則として別竈である。尤も昔の所謂譜第の奉公人とても、やはり此通りに住家は別であつたのだが、たゞ本人の意に反しても之を讓渡することが出來たゞけで、そんな必要は又實際早くから無かつた。要するに永代身賣の禁令は寧ろ時勢に追隨したもので、最も行はれ易い禁令であつたのである。

此種の年季奉公の奉公先は、大抵は近郷近村であつた。休の日には生家に戻つて休み、又は親が逢ひに行き得る處に行つて居るのだが、大抵は年季がすんでからも親の家には還らず、在り附きと稱して、主人の家の周圍に家をもらひ又は入聲に入つて、後に純乎として純なる小作人と爲つてしまふのである。彼等の小作地は始めから不足なやうに給付せられて居た。生活費の三分一若くは四分一は、是非とも日雇の収入を以て之を支へるやうに仕組んであつた上に、別に田植稻刈の時などに必ず來て働くべき不文法上の義務を負はされて居た。

此小作人を多く抱へて居る大農は安全であつた。それが外部に向つての名聞であると共に、家人を勞せずして所有地を直營し得たのである。昔の思想に於ては斯うして獨立した小農は地主の眷屬であつて、奉公人親元の分家とは見られなかつた。親が死に兄弟が甥姪の世になると、自然に生れた家とは分裂してしまつて、末には苗字の繼ぎ合ひも不明となり、旦那寺の關係、人別なども切れてしまふのである。現在全國に數多く分布する小作人の起原には、斯うして出來たのが一番に多いやうである。

番頭支配人の入用な程の大地主は、支那には多いやうだが近世の日本には少なかつた。所謂作頭、作大將といふが如き世話人の必要な位な場合は、小作人の地位は前者に比べると稍優つて居た。殊に受負下小作の方法を採用することになると、庇護の力が薄くなる代りに、小作人の間に團結を生じ、幾分か獨立が容

易になる。従つて最近の小作爭議の如きも、此方面に起るものが烈しいけれ共問題は單簡である。五十年前の土地制度改革には、此の如き勞力關係の調査が、一般に不十分であつた故に、今でも餘計の紛亂を免れぬのである。東北地方には從來中央部と稍異つた慣行があり、其解決法も亦特殊であつたと思はれる。例へば宮城縣本吉郡の大島などは、昔から地主直營の農業を擧げて、之を小作人團に委ねてあつた。地租改正の際にはその小作人を以て所有者と看做し、舊地主は之に對する權利を喪つたけれども、しかも最近まで僅かなる地主の手作地は、全部村中の耕作者が集まり來つて之を耕し、地主は單に倉庫を開いて收穫を受容れるだけといふ慣例が持續して居た。即ち別に小作料としては支拂はぬ故に、小作人が古來の小作地の所有者として認められたが、其代りには他の地方には見られぬほど多量の勞力を、無給に提供する義務があつたのみならず、

尙舊地主との間には主従に近い情誼が存したのである。陸中下閉伊郡の處々の海岸の村で、日雇と稱するものも亦之と近かつた。即ち米錢を以て借地料を拂はぬ代りに、一年に五十日又は百日、一日五厘といふ名ばかりの給金を以て、地主の家に呼ばれて働く義務がある。これなどはさ迄古い制度とは考へられぬ。つまりは募集に由つて外部から勞力を得て來る見込無く、しかも附近に土地の餘裕が多いから、小農でも自力の分家をする事が出來たので、中央部に見る如き年季奉公の人を得がたく、別に方法を立て、入用なる勞力を貯へようとしたのである。奥州では今も竈がへしと名づけて、經營の失敗又は一般の凶作等により、小農が獨立力を失ふ危険が多かつた。こんな場合に臨時の保護を與へて家に專屬する勞働者を用意しようとした目的は一つだが、其手段だけは普通にいふ小作農と同じでなかつた。

又小作人になることを特に好まざる地方がある。磐城の相馬領なども其一例で、近世の均田政策が自作小農を目途とし、其獨立を助けた爲に、新たに他所から入込むか、然らざれば非常の不幸不注意の結果で無いと、人の田畠を借りて作るやうに、ならなかつたからである。大分縣南部の海岸畠場にも、小作料を知らぬ地方がある。たまく、不在者等の他人に作らしめるものは依頼であり、僅かに地租公費の負擔を人に轉嫁し得るに過ぎぬ。沖繩の島にも小作といふものが今はまだ殆ど無い。昔から税が重くて所有だけには値が無く、作らぬ者は之を持つて居る必要が無かつたのである。之を要するに小作料を收入してそれで生活しようといふ階級は、勞力の供給の幾分か豊富に失する程の地方で無いと存立することが難かつたので、従つて彼等地主といふ農民が、村の勞力の僅かなる減少にも、脅威を感ずることになるのである。故に若し今日の如き小作農

法を永く置かうか否かを考へるならば、どうしても先づ歴史に溯つて村の勞力の利用状態から調査して見る必要がある。人が餘れば結局小作は多くなり易く、其小作を不利と感ずる者の、最も平和なる生活改良法は居村を去ることであらねばならぬ。つまりは農業の現状は次第に維持して行くことが六かしくなつて來たので、従つて政治上に力ある階級の者は、或は更に一步を進めてもつと不自然なる色々の法制を案出することになるかも知れぬ。我々は大なる忍耐を以て今暫く此の試験時代を旁觀して居なければならぬのである。

移民といふことは中々政策の力を以て實行することの六かしいものである。假に北海道などに今でも勞力の需要が相應にあつたとしても、其勞力を何れから運んで來るかは困難なる問題である。結局は三人五人と方々から貫ひ集めるか、さうで無ければ向ふから出て來るのを待つ外は無い。一の郡一の郷から少

し纏まつた人數を出さうとすれば故障を唱へる者が傍に居るので、僅に大和の十津川の大水害といふ如き稀有の不幸、又は士族の歸農希望者といふやうな、一時的の原因を目がけて居るのみである。海外の移民の如きは今でも之を不必要とし、又は有害と説くやうな議論が少しはある。其上に何の方法も立つて居らぬので、當分は移民政策などは恐らくは形式的のものであらう。しかも人間の自然の動きのみは、制し切ることが出來ない。自作農から獨立小作へ、農業日雇から工場への移動は近年の事ではあるが、其以外の移動に至つては時々の形勢に應じ早くから行はれて居たのである。

例へば奉公人を遠方から求めることである。地理の智識の一向に無かつた昔でも、強い誘因が外に在れば自然に人は村を出て之に赴いたのである。京大阪では日向船の人買など、謂つて、彼地方の無暗に他所の人を欲しがつた話を傳

へて居る。實際又そんな人が澤山に入つて開いたらしい跡がある。人が身賣をして遠國へ連れて行かれる話は、既に今昔物語にも武藏熊谷邊の例を語つて居る。芝居に出て来る梅若とか安壽姫對王丸の話は、芝居だから極端なロマンスになつて居るが、近い頃まで親々が納得して、遠方の農業労働者に少年達を送つた例は多い。磐城平の地方で最上婆など、いつて、毎年澤山の子供を連れて来て分配した者があつた。徴兵の年迄と約束するのだが、實際は年季がすんでも在り付いてしまふ者が多かつた。越後は今日でも多數の女の行商を出す、別に信州などの女中奉公は、やはり婆の世話人が旅行して来て、此方面から之を供給する。その外町方に出て来る店員事務員などは、地方から搜しても來れば此方でも地方人を歓迎する。北國筋の出稼人は大抵は程無く還つて行くものとなつて居たが、關東仲仙道筋に越後屋越中屋等の多いのを見ると、家まで行

かずに中途に留まつてしまつた者もあるのであつた。町の商人の屋號の伊勢屋近江屋等は、亦この移動の如何に盛であつたかを語るものである。彼等の故郷もやはり農村であつて、つまりは人口問題の自然の解決であつた。近江商人などの起原は今尙明かには知れて居らぬが、少なくとも元は行商といふよりも旅行職工であつて木地屋や漆掻きなどは非常に廣く諸國にあるいた。鍛冶屋なども最初はやはり移動して居たのが、便宜を見つけて土着することになつた。其他旅大工や旅屋根屋大鋸杣の類も、旅をして居て始めて生活を維持し得たのだが、やはり定住を欲する自然の情は、常に勞力の比較的不足の地を求めて居たのである。

入聲入夫といふのも相當な家産のある者は、近くの村から素性の知れた者を呼ぶが、又そんなことばかりも言つて居られぬ場合も多かつた。人手が足らぬ

故に決して娘を嫁に出さず、聲ばかり捜して居る地方もある。駿州焼津邊の近頃の例でも、山奥の青年が此地へやつて来て、漁業漁船の勞働に就いて居る者が多い。新たに他所の家の侵入して來るのを惡む村でも、家々の人別には必ずしも異分子を忌まなかつた。渡り者の行末を見るに、一生涯渡りあるくといふのは少なく、又全部が市街の中に埋もれてはしまはず、近頃でも村の中以下の住民には、一代二代の新參者が少なくない。つまり村の勞力の自然の調節法として、政治權力の干與とは無關係に、十數世紀來我々は動きまはつて居るのである。之を新時代の病現象と見ることは、外國に於ける所謂ルーラルエキソダスの極端の事例を見て感動した一種のヒポコン德里ヤに他ならぬ。

又都市の誘惑が無かつたら、村にぢつとして居るかの如く考へるのも誤まつて居る。出なければならぬ原因は正しく村にもあつた。只都會の方へは如何に

も足が向き易いといふことのみは争へない。實際大都會は今日迄、あまりに無造作に人の入つて住むことを許した。それといふのが現在の文化の系統が、何でもかでも都會の事情ばかりを村に傳へ、此方面の消息が特に明かになつた。といふよりも幾分の誇張と樂觀とを以て語られて居た結果であつて、此弊は早く改むべきである。併し將來是ほどでは無くても、都會以外の地方の事情が今一段と世に知られ、又往來が便利になつたら、所謂離村者は必ずしも町ばかりへは入り込まぬであらう。もつと末の確實な、又自分々々の性情習癖とも調和した新境遇を、此方面にも見出さんとするであらう。移民事業の基礎は是非とも此智識の上に築かるべきものである。

以前の海外出稼人のやうに、口ばかり大きな抱負を談じつゝ、事實は最上地方の少年たちの如く、婆さんに引張られて大量を以て受渡しされて居たのでは、

危険のみ徒らに多く希望は誠に少ない。是には日本の久しい歴史が、外國をなべく物遠く、例へば桃太郎の鬼ヶ島の如く、説き聽かせて居た悪習からであつて、水盃をかはし泣きわめいて戦に出るやうな考がある爲に、海外移住といふことが普通の生活様式の中には織込まれ得なかつたのである。南洋諸島などに渡るのは、交通の不便だつた江戸時代に、中部日本から奥羽又は南九州へ行くのと、實際は今は同じことで、其安全さにも變りはない。外國へ行くのは面倒と謂つた所が、村の労働者の地理の智識が進んで、よく此事情を理解するに至れば、海外渡航の便宜は却つて以前の内地移住よりも遙かに多いのである。只異民族だから退治てやる。外國人だからやつゝけるといふ征服心を抱いては入られぬといふだけで、農に適した身體の者が續いて耕作をする、土地を愛する者が之を聞いて家の基礎を立てるといふだけの、昔の國內移民の持つて居た

用意覺悟をさへ具へて居たなら、行く先は今でもまだ非常に廣い。斯ういふ意味でなら國家の援助などはあまり必要でない。寧ろカリホルニヤがよいとなると彼處ばかりへゆくやうな人氣を、少しづつ抑制して行かねばならぬかもしれぬ。

之を要するに農村の盛衰といふ語の眞の意味は、住民の幸福の總量の増減でなければならぬ。出て行く者あるが爲に各人の幸福の増すことを認めても、尙如何なる事情を忍んでも人を生れた土地に釘附けにしようとすることは、不可能でもあれば不當でもある。歴史の我々に教へることは、年代とともに變化して行かぬ經濟事情は一つも無いといふことである。過渡期には必ず動搖の爲に悩む人があるべきにも拘らず、實際は追々に方法を改めて、次々の時勢に適應して行くものだといふことである。今後の農業の變遷は避けたくとも避け得る

見込は無い。問題は只如何にして無益なる混亂動搖とその犠牲者の數とを、最少限度まで少なくし得るかといふに止まつて居る。(完)

日本農民史は柳田國男先生が大正十三四年頃早稻田大學政治經濟講義録に僅か二ヶ年間だけ載せられたものでありますが、この貴重な文獻は今殆んど手に入れるに由なく空しく學者の眼に遠ざかつてゐたのであります。

今回先生に請うて發刊することになりましたが先生が加筆増補せられると發行が永引くので校正と牽引とを小生に委せていたゞいて原文その儘にすることに致しました。

昭和六年十一月下旬

佐々木彦一郎識

599

356

索

引

599
356

索引

枝村……………	二四	枝郷……………	二四	拵……………	四〇
エ		大字……………	三	垣内山……………	四三
ウカレビト……………	一四	大地主制ノ起因……………	三	カマサシ……………	九
漆掻きの村……………	二四	隠田……………	四〇・七	刀狩……………	九三
請作……………	一〇〇	長百姓……………	四〇・七	門百姓……………	九八
ウマツイ……………	五	御立山……………	四	抱へ百姓……………	一〇〇・四
氏神……………	五	大番役……………	八	加調……………	一〇六
ウマツイ……………	五	オシナ……………	一三	加徴……………	一〇六
一生懸命の地……………	八	女の行商……………	一八	驅落百姓……………	一五
ウ……………		カ		ガングス……………	一五
漆掻きの村……………	二四	環境の拘束……………	七	家族の分離……………	一七一
ウカレビト……………	一四	開發……………	三	キ	
エ		干拓地……………	三	漁村……………	九
枝村……………	二四	構……………	四〇	舊家の没落……………	三
				切島……………	三六
				切明け百姓……………	七〇